

松原市一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月



松原市

目次

第1章. 計画の概要	1
第1節. 計画策定の背景.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
第2節. 計画の位置付け.....	1
1. 位置付け.....	1
2. 計画の対象廃棄物の範囲.....	3
第3節. 計画の期間.....	3
第2章. 清掃・リサイクル事業の現状	4
第1節. 松原市の概況.....	4
1. 人口の推移.....	4
2. 年齢3区分別人口割合の推移.....	4
3. 世帯の状況.....	5
4. 住居形態の状況.....	5
5. 外国人人口の推移.....	6
6. 産業の状況.....	6
第2節. 松原市のごみ排出量等の現状.....	8
1. ごみ排出量の推移.....	8
2. 資源化量と資源化率の推移.....	9
3. 1人1日当たりごみ排出量の推移.....	9
4. ごみ処理に係る経費.....	10
5. 松原市のごみの収集体制.....	11
6. ごみ処理の流れ.....	12
7. ごみ処理施設.....	14
第3節. 松原市の位置付け.....	15
1. 大阪府内市町村との比較.....	15
2. ごみ処理システムによる評価.....	16
第4節. 前計画の達成状況.....	17
1. 数値目標の達成状況.....	17
2. 未達成の原因.....	17
3. 個別施策の状況.....	17
第5節. 課題.....	29
第6節. 計画の方向性.....	31
第3章. 計画の基本理念及び基本方向	32
第1節. 基本理念.....	32
第2節. 基本方向.....	32
第4章. 計画目標	34
第1節. 推計.....	34

1. 人口推計.....	34
2. 現状施策で推移した場合のごみ量推計の手法	34
3. 現状施策で推移した場合のごみ量推計結果.....	36
第2節. 計画目標.....	39
1. 目標.....	39
2. 目標達成のための減量・資源化の施策と見込み量.....	41
3. 目標を達成した場合のごみ量推計結果.....	44
第5章. 目標達成に向けた施策.....	47
第1節. 施策体系.....	47
第2節. 具体的な施策.....	48
基本方向1 みんなで進めるリデュース・リユース.....	48
基本方向2 リサイクルの促進.....	50
基本方向3 適正なごみ処理システムの推進.....	52
第6章. 重点プロジェクト	55
1. 食品ロス削減の推進.....	55
2. プラスチック資源循環の推進	55
3. 市民・事業者それぞれが主体となっていく資源化の促進.....	55
4. きめ細やかな市民への対応	55
5. 一般ごみ有料化の導入の検討	56
6. 安定的・計画的な収集体制の構築.....	56
第7章. 計画の推進に向けて	57
第1節. 推進体制.....	57
1. 市民・事業者・市の役割	57
第2節. 計画の進捗管理.....	57
1. 進行管理体制	57
2. 進行状況の評価及び公表.....	57
資 料 編.....	58
1. 諮問.....	58
2. 答申.....	59
3. 審議経過	60
4. 松原市廃棄物減量等推進審議会名簿	61

第1章. 計画の概要

第1節. 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の適正な処理を実現するため、同法第6条第1項の規定により計画を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めることを目的としています。

平成26年3月に策定（令和2年9月中間見直し）した「松原市ごみ処理基本計画」の計画期間満了を迎え、SDGsの視点や「プラスチック資源循環法」など国のごみ処理行政の変動等を受けるとともに、松原市が令和4年9月26日に行った「ゼロカーボンシティ宣言」等も踏まえ、松原市における今後のごみの減量及びごみ処理体制の方向性と施策を改めて検討し、現在の実情に合わせて、前計画を踏まえた新計画を策定することとします。

第2節. 計画の位置付け

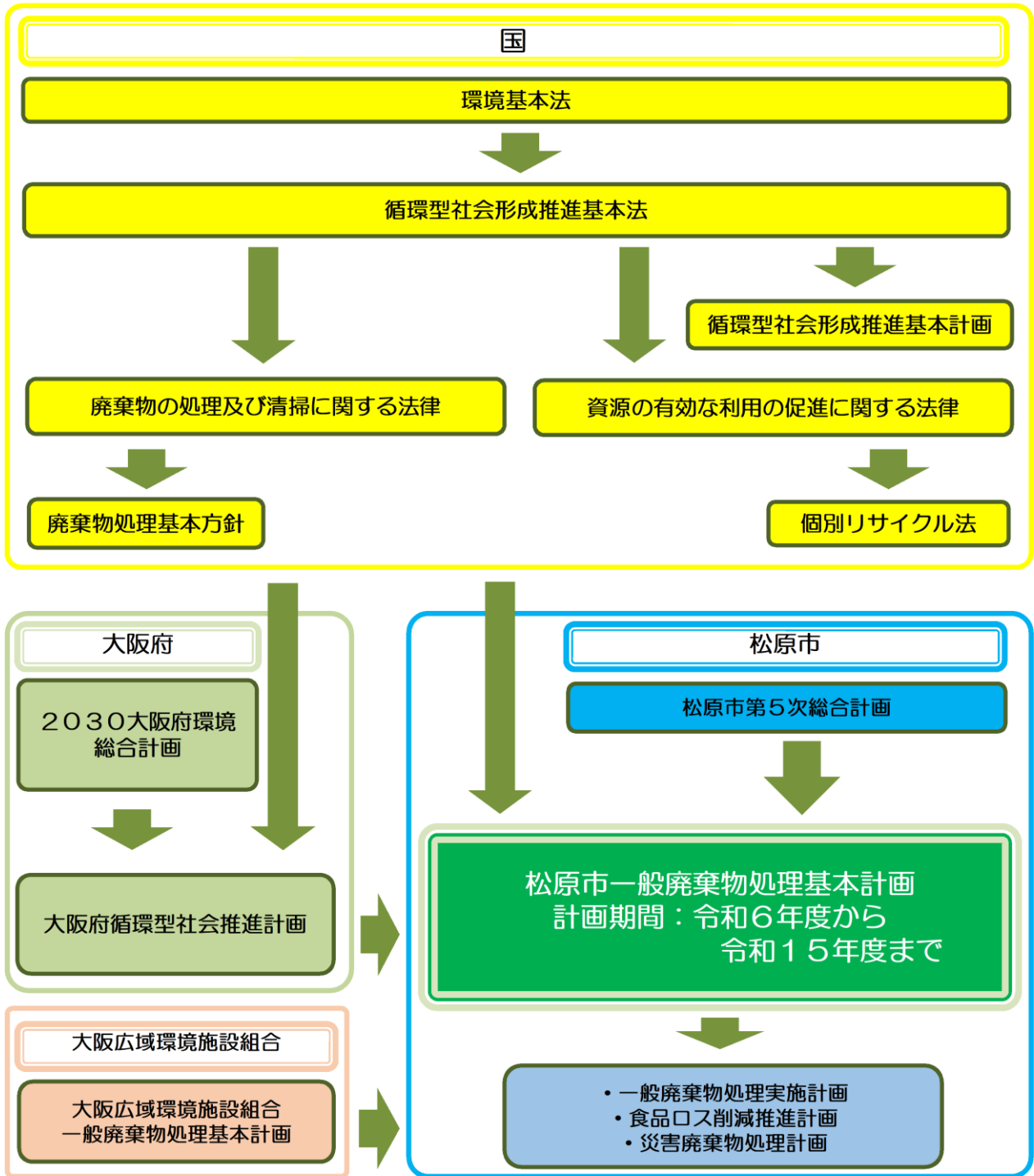
1. 位置付け

本計画は、ごみに関係する各種法令との関連を踏まえながら、上位計画である「松原市第5次総合計画」で掲げたごみ処理に関する基本方向「環境保全意識向上により持続可能な地域をつくります」の実現に向け、ごみ処理事業の長期的な方針を示したものです。事業の実施に当たっては、本計画に基づき、年度ごとに実施計画を策定し、推進していくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図1-1 計画の位置付け



2. 計画の対象廃棄物の範囲

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、市内で発生する一般廃棄物（ごみ）が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。

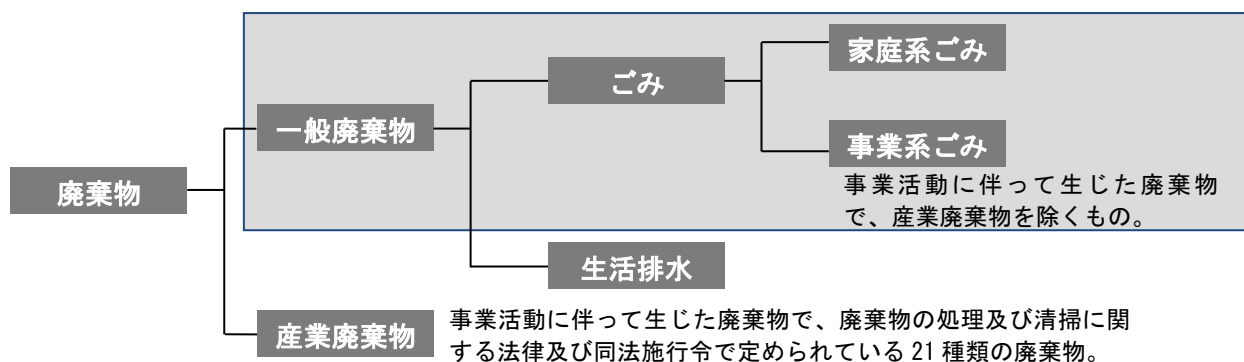


図1-2 本計画の対象となる廃棄物及び資源の対象範囲

第3節. 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする令和15年度までの10年間の計画とします。

なお、5年目の令和10年度を中間目標年度とし、見直しを行います。

また、国におけるごみ行政や計画策定の前提となっている諸条件などが大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。



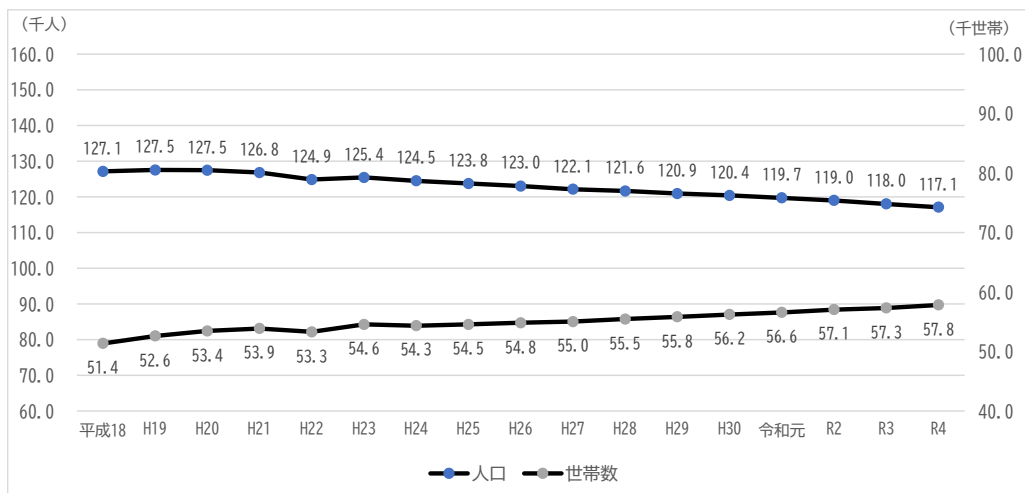
図1-3 計画の目標年度

第2章. 清掃・リサイクル事業の現状

第1節. 松原市の概況

1. 人口の推移

松原市の人口は、令和4年10月1日現在、人口117,100人、世帯数57,820世帯です。人口推移を見ると、人口は年々減少傾向で推移していますが、一方で世帯数は増加傾向で推移しています。

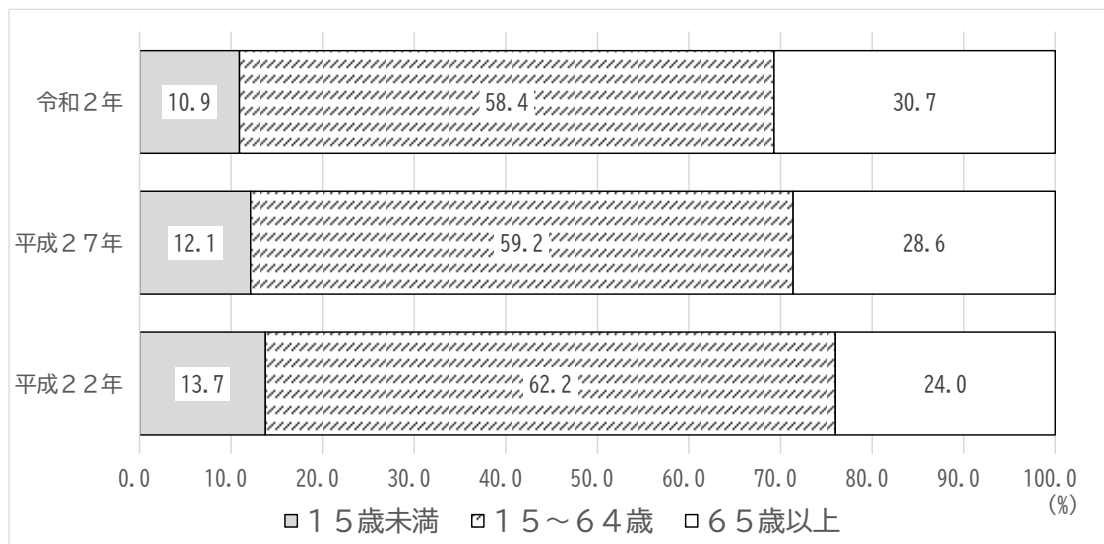


出典:住民基本台帳(各年度10月1日現在)

図2-1 人口の推移

2. 年齢3区分別人口割合の推移

人口に占める年齢別の割合をみると、高齢者（65歳以上）の割合が年々増加しております。令和2年の高齢化率は、30.7%となっており、平成22年の24.0%から6.7ポイント増加しています。

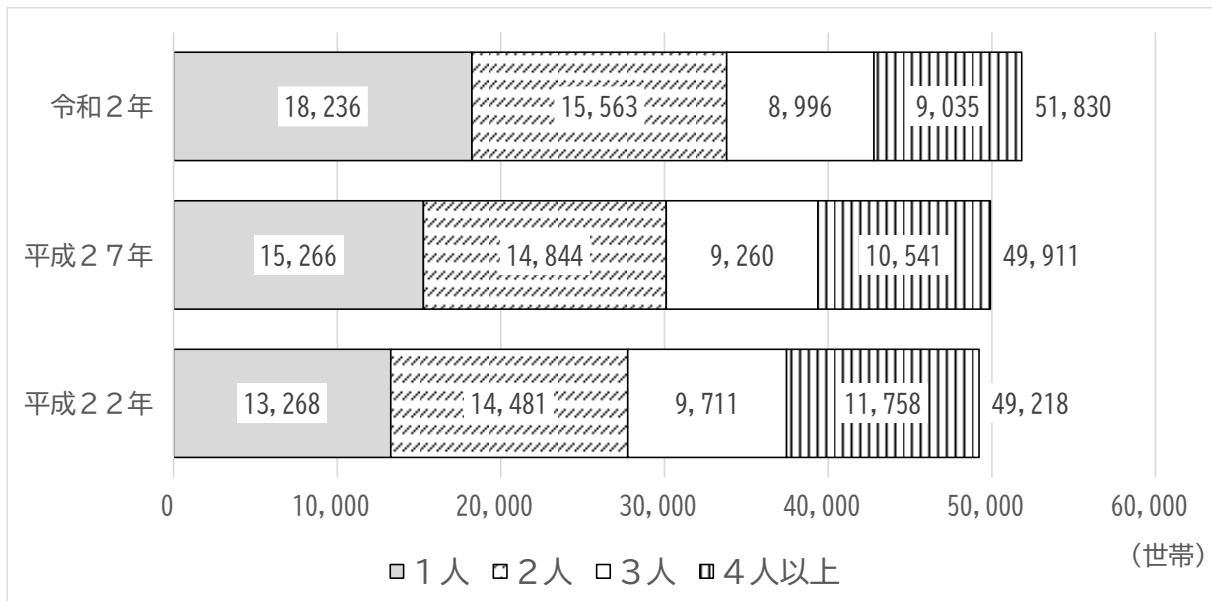


出典:国勢調査

図2-2 年齢3区分別人口

3. 世帯の状況

単身世帯が年々増加傾向にあり、令和2年には18,236世帯となり、全世帯の約4割（35.2%）を占めています。

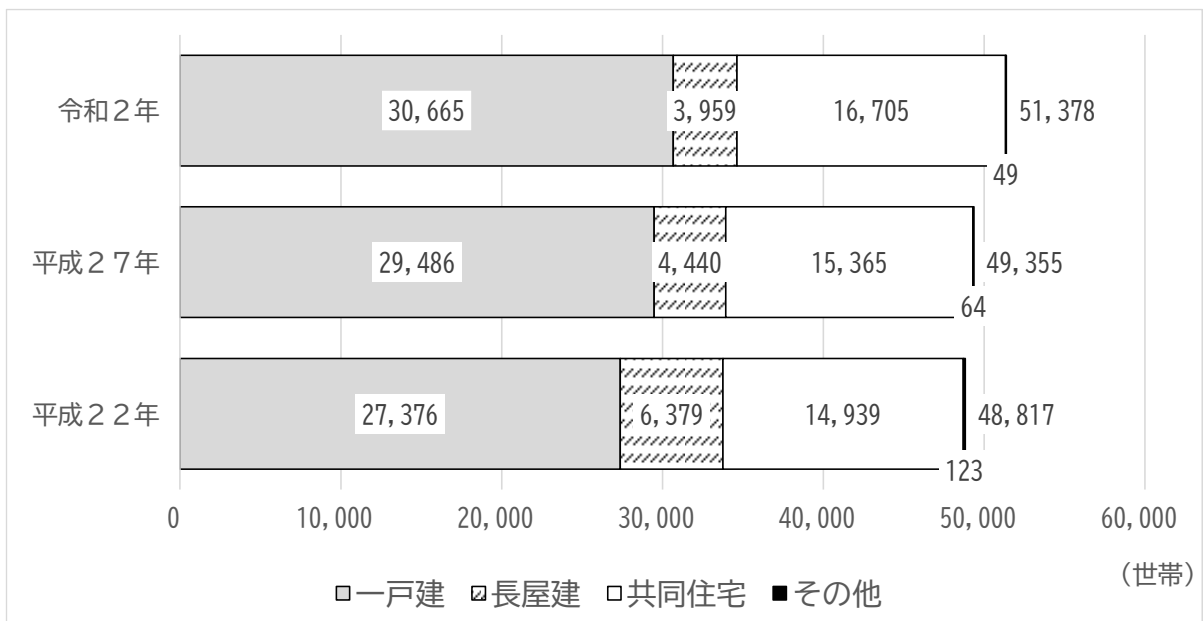


出典：国勢調査

図2-3 家族人員別の世帯数の推移

4. 住居形態の状況

住宅形態は、年々共同住宅が増加しており、令和2年は16,705世帯であり、全世帯の約3割（32.5%）を占めています。

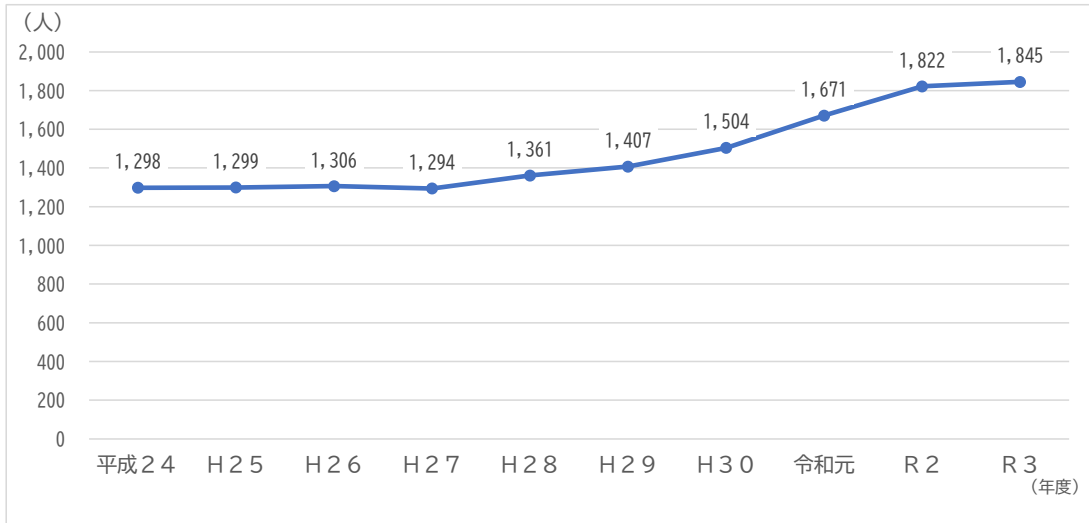


出典：国勢調査

図2-4 住居形態の推移

5. 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、年々増加傾向にあり、令和3年度で1,845人となっています。



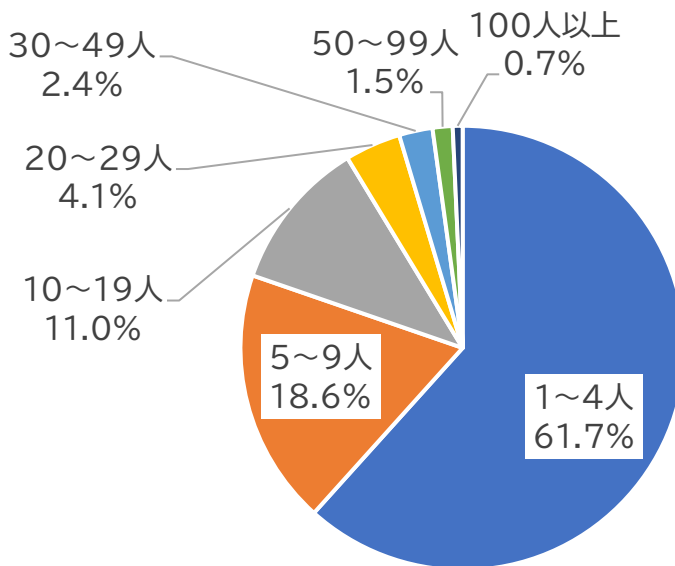
出典:住民基本台帳のデータを基に作成(各年度9月30日現在)

図2-5 外国人人口の推移

6. 産業の状況

松原市の平成28年の従業者規模別の事業所数は小規模事業所の割合が高く、従業者10人未満の事業所が80.3%と8割以上を占めています(図2-6)。

松原市の事業所数の70%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています(図2-7)。また、事業所数全体では年々減少傾向にあり、令和3年は4,394事業所と、平成21年から844事業所減少しています。(図2-7)

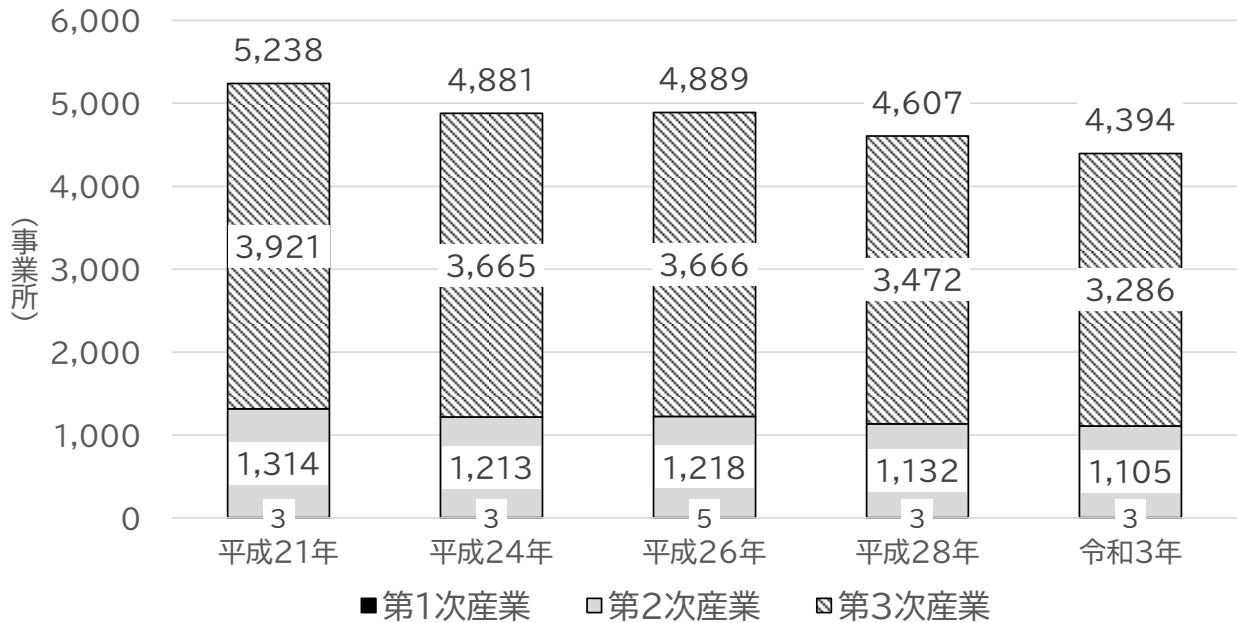


出典:経済センサス(平成28年)

図2-6 従業者規模別の事業所数(平成28年)

(単位：事業所数)

項目	年	平成 2 1	平成 2 4	平成 2 6	平成 2 8	令和 3
全業種 (公務、事業内容等不詳を除く)		5,238	4,881	4,889	4,607	4,394
農林漁業		3	3	5	3	3
第 1 次産業		3	3	5	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業		467	426	440	405	433
製造業		847	787	778	727	672
第 2 次産業		1,314	1,213	1,218	1,132	1,105
電気・ガス・熱供給・水道業		4	5	5	5	8
情報通信業		16	10	11	7	10
運輸業、郵便業		86	84	84	79	89
卸売業、小売業		1,323	1,157	1,140	1,069	939
金融業、保険業		51	48	42	42	39
不動産業、物品賃貸業		481	461	451	424	439
学術研究、専門・技術サービス業		93	90	101	95	112
宿泊業、飲食サービス業		671	638	602	566	432
生活関連サービス業、娯楽業		438	412	407	372	320
教育、学習支援業		151	155	144	143	160
医療、福祉		327	332	407	404	462
複合サービス事業		20	13	17	17	18
サービス業(他に分類されないもの)		260	260	255	249	258
第 3 次産業		3,921	3,665	3,666	3,472	3,286



出典：H24・28年経済センサスー活動調査、H21・26年経済センサス基礎調査、R3年経済センサスー活動調査速報

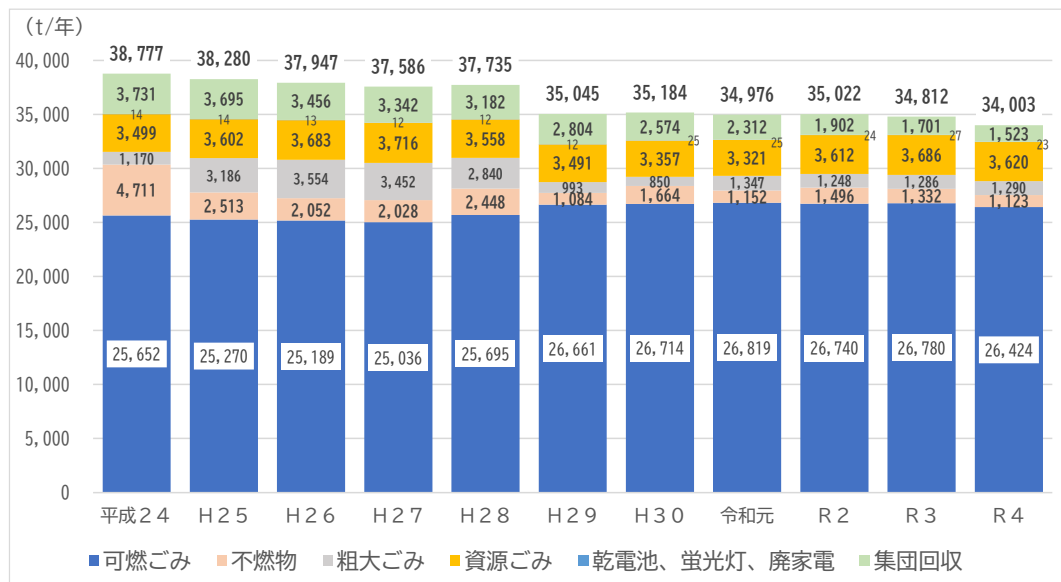
図2-7 事業所数の推移

第2節. 松原市のごみ排出量等の現状

1. ごみ排出量の推移

過去10年間のごみ排出量の実績は以下のとおりです。

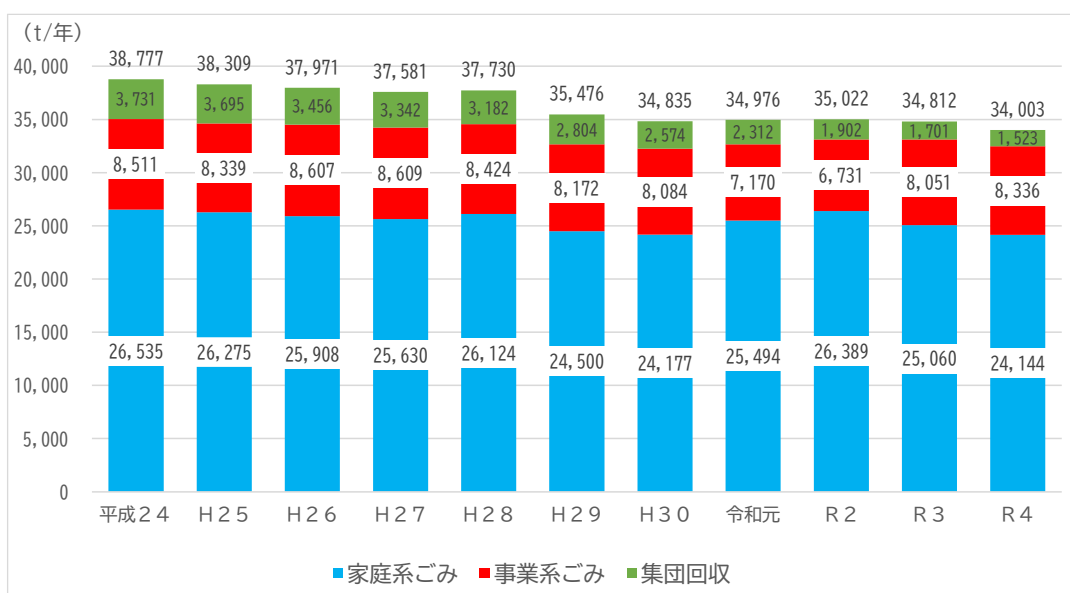
年間のごみ排出量は、平成29年度の不燃物・粗大ごみの電話申込制の実施により、平成28年度から平成29年度にかけては大きな減少が見られましたが、その後は横ばいで推移しています。



出典:松原市

図2-8 種類別排出量の推移

排出形態別排出量の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度以降事業系ごみは企業活動の自粛等により減少していますが、家庭ごみは令和元年度、令和2年度に一時的に増加しました。一方、集団回収量は年々減少傾向で推移しています。全体に占める割合では、令和4年度では、家庭系ごみ71.0%、事業系ごみ24.5%、集団回収4.5%となっています。



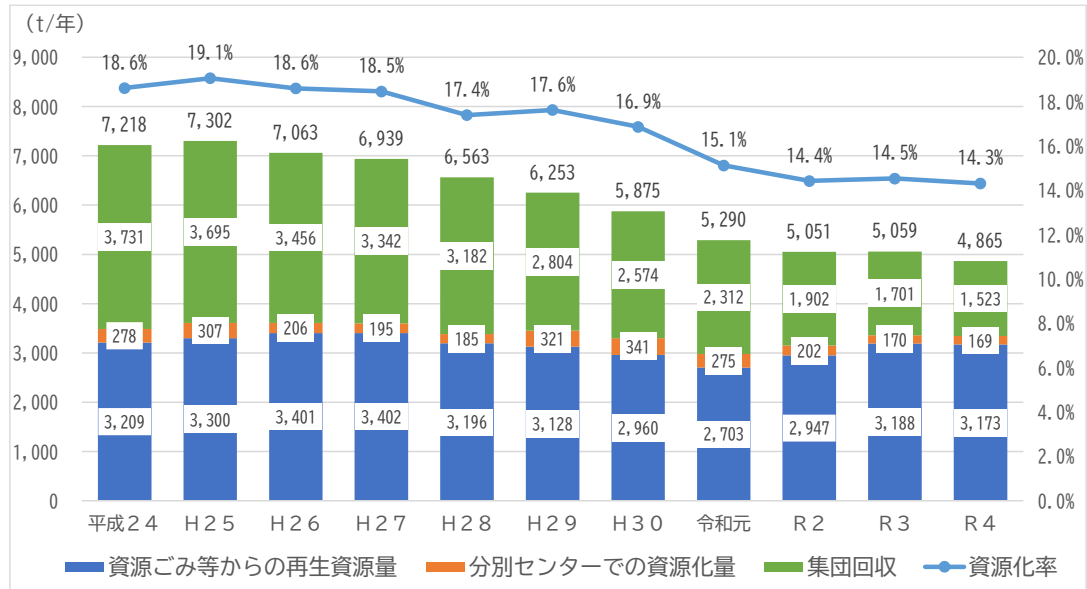
出典:松原市

図2-9 排出形態別排出量の推移

2. 資源化量と資源化率の推移

資源化量と資源化率の推移は以下のとおりです。

資源化量全体では、集団回収量減少の影響で、減少傾向で推移しています。しかしながら、資源ごみ等からの再生資源量に関しては、令和元年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度の資源化率は14.3%となっています。

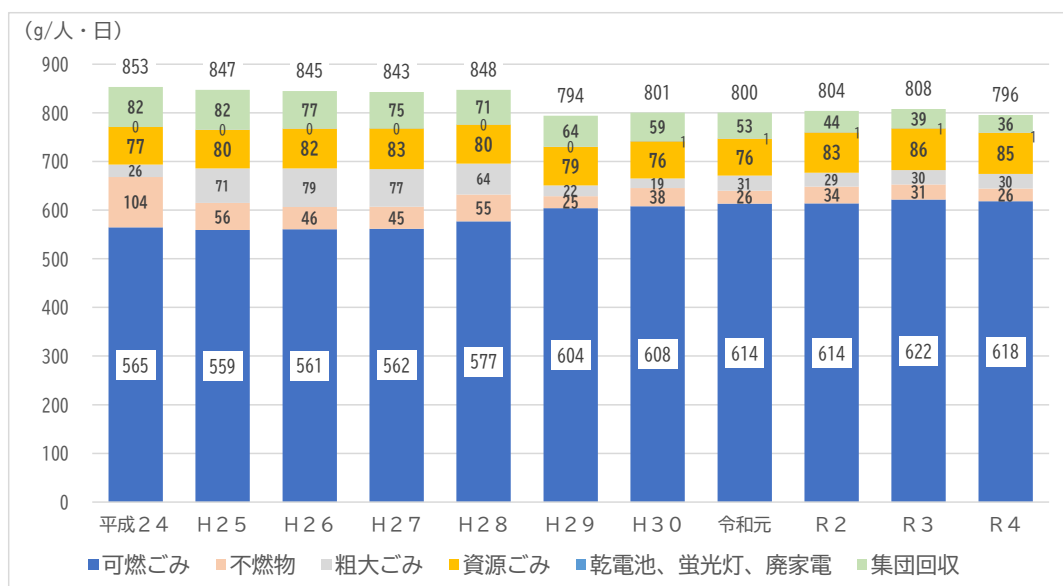


出典:松原市

図2-10 資源化量と資源化率の推移

3. 1人1日当たりごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量についても、年間のごみ排出量は平成29年度の不燃物・粗大ごみの電話申込制の実施により平成29年度以降に減少が見られましたが、その後は増加傾向で推移しており、特に可燃ごみで増加しています。



出典:松原市

図2-11 1人1日当たりの排出量の推移

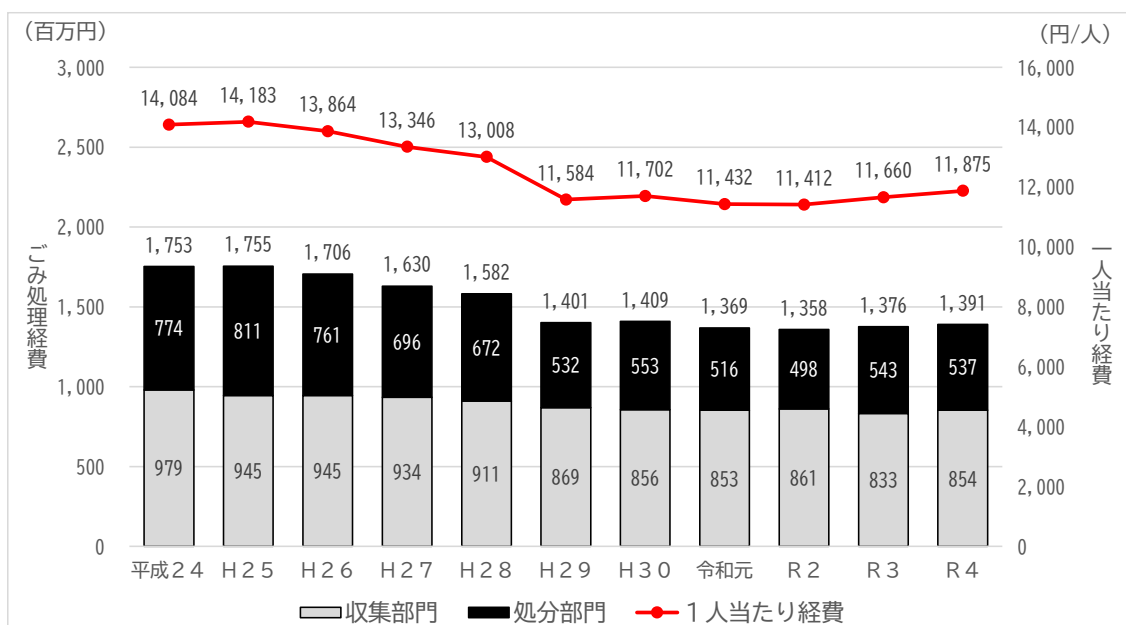
4. ごみ処理に係る経費

令和4年度は、収集費用が約8億5千万円、処分費用が5億4千万円でした。1トンのごみを処理する場合に必要な費用は42,814円で、市民一人当たりになると、年間で11,875円となります。

表2-1 ごみ処理に係る経費

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ処理 経費	収集部門	千円	979,465	944,530	944,835	934,226	910,521	868,730	855,727	852,633	860,658	832,581	853,797
	処分部門	千円	773,962	810,633	760,718	695,810	671,789	532,142	553,273	516,107	497,572	543,497	536,798
	合計	千円	1,753,427	1,755,163	1,705,553	1,630,036	1,582,310	1,400,872	1,409,000	1,368,740	1,358,230	1,376,078	1,390,595
ごみ1トン当たり	円/t	50,032	50,707	49,415	47,608	45,800	42,877	43,675	41,904	41,009	41,560	42,814	
1世帯当たり経費	円	32,267	32,179	31,107	29,620	28,534	25,091	25,064	24,198	23,807	24,007	24,050	
1人当たり経費	円	14,084	14,183	13,864	13,346	13,008	11,584	11,702	11,432	11,412	11,660	11,875	
ごみ量	t	35,046	34,614	34,515	34,239	34,548	32,672	32,261	32,664	33,120	33,111	32,480	
世帯数	世帯	54,341	54,543	54,828	55,032	55,454	55,831	56,217	56,564	57,052	57,321	57,820	
人口	人	124,498	123,753	123,024	122,139	121,642	120,932	120,410	119,729	119,013	118,018	117,100	

出典:松原市



出典:松原市

図2-12 ごみ処理に係る経費

5. 松原市のごみの収集体制

(1) 家庭系ごみの収集体制

本市の家庭系ごみの収集については、直営及び委託により実施しています。

家庭系ごみの分別区分、収集頻度等は以下に示します。

表2-2 家庭系ごみの分別区分・収集頻度

分別区分	ごみの種類	収集頻度	収集	
可燃ごみ	生ごみ、花火のもえがら・マッチ・たばこの吸い殻、使い捨てカイロ、木製品、紙おむつ、ペットのふん、革製品、少量の落ち葉、少量の剪定した木くず、保冷剤、ゴム製品、シュレッダーの紙、廃食用油、布類 ※以下のものは、汚れているものやブラマークがないもの ペットボトル、発砲スチロール、カップ麺容器、プラスチック製品	2回/週	直営・委託	
不燃物・粗大ごみ	電球・電灯・板ガラス・割れガラス・鏡、家具類、剪定枝・幹、ストーブ等、カーペット等、自転車、せともの・食器、家電製品等（家電4品目を除く）	電話申込制	委託	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	容器類、パック類、食品トレイ、たまごパック、ペットボトルのラベル、カップ類、パン・お菓子の袋類、発砲スチロール、レジ袋等	1回/週	直営
	缶・ビン・ペットボトル	缶類、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベなど、小型金属類、ビン類	1回/隔週	直営
	古紙	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック	1回/隔週	直営
乾電池 食器 蛍光灯		拠点回収	直営	
廃家電（家電4品目）	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	予約制	委託	

※ 令和4年度でのごみ処理・処分体系を示していますが、各種施策等の実施により変更となる場合があります

(2) 事業系ごみの収集体制

事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、市の一般廃棄物処理業許可を受けている事業系一般廃棄物収集運搬業者が収集業務を実施しています。

6. ごみ処理の流れ

松原市では、家庭から排出されるごみは、以下のとおり、処理されています。

可燃ごみについては、大阪広域環境施設組合平野工場へ搬入し、焼却処理しています。処理後に残る焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に搬出され、埋立処分しています。

不燃物・粗大ごみについては、分別（資源化）センターへ搬入し、選別等を行い、次のとおり処理しています。

- 不燃物・粗大ごみの中から選別した大型金属、小型家電については、民間事業者へ引き渡し、再資源化しています。
- 選別後の可燃性粗大ごみについては、可燃ごみと同様に大阪広域環境施設組合平野工場へ搬入し、焼却処理しています。
- 食器・陶器類については、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ搬出し、直接埋立処分しています。
- 上記以外の不燃物・粗大ごみについては、民間の処理事業者に委託し、減容化及び処分しています。

資源ごみ、乾電池及び蛍光灯については、民間事業者へ引き渡し、再資源化しています。

また、事業所から排出される可燃ごみ（事業系一般廃棄物）については、許可業者により、大阪広域環境施設組合平野工場へ搬入し、焼却処理しています。

令和4年度のごみ処理の流れを図2-13に示します。

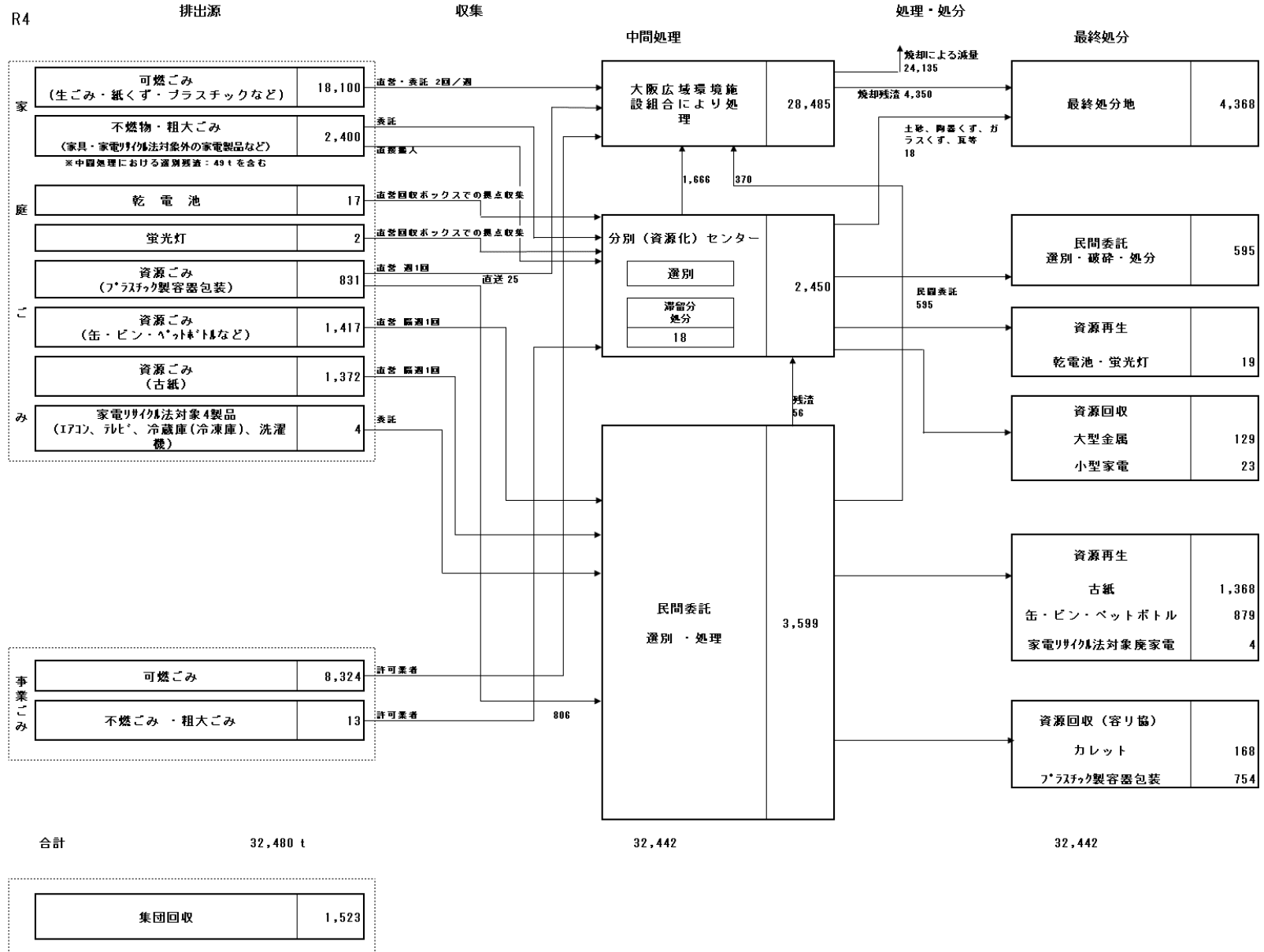



図2-13 ごみ処理の流れ(令和4年度)

7. ごみ処理施設

(1) 焼却施設

大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第284条に基づき設置された一部事務組合です。

焼却残渣（焼却処理した際に発生した灰等）は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて埋立処分されます。

名 称	大阪広域環境施設組合平野工場	
所 在 地	大阪市平野区瓜破南1-3-14	
敷 地 面 積	27,000m ²	
竣 工	平成15年3月	
総 工 費	約500億円	
焼 却 能 力	基準能力 900 t / 日	

(2) 一般廃棄物保管積替場等施設

名 称	分別（資源化）センター
所 在 地	松原市別所9丁目1番6号
敷 地 面 積	5,008.81 m ²
竣 工	平成5年3月
処 理 能 力	一般廃棄物保管積替場 990.69m ²

第3節. 松原市の位置付け

1. 大阪府内市町村との比較

府内市町村と比較すると、1人1日当たりのごみ排出量が8位と府内では比較的上位に位置しています。ごみ総排出量と最終処分量、ごみ処理経費、リサイクル率については、府内で中位に位置しています。

家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日当たりのごみ排出量については、497g/人・日で府の平均値（445g/人・日）を大きく上回っています。

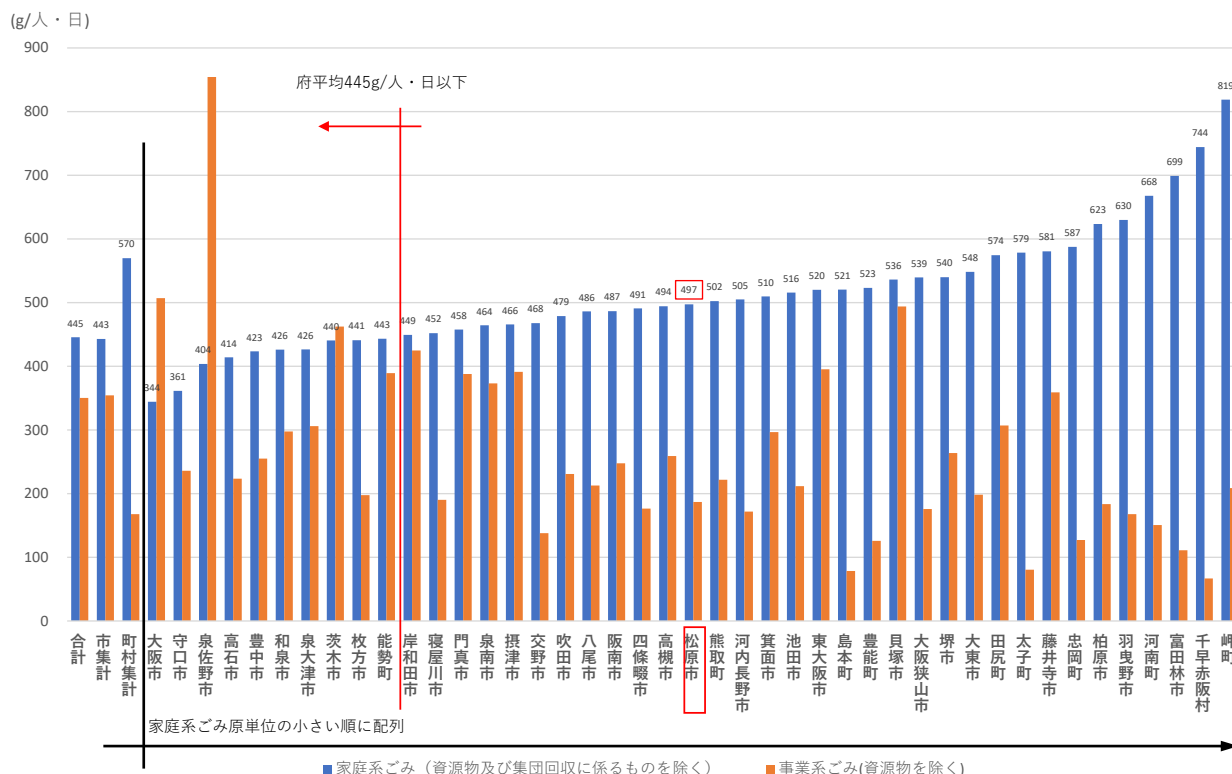
令和3年度のごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量、ごみ処理経費について、本市と府内市町村（43市町村）の比較を以下に示しています。

表2-3 大阪府内他市町村との比較(令和3年度実績)

市町	ごみ総排出量 ^{※1} (t/年)		1人1日当たり排出量 ^{※1} (g/人・日)		リサイクル率 ^{※2} (%)		最終処分量 ^{※1} (t/年)		ごみ処理経費 ^{※1} (千円)	
	順位(昇順)		順位(昇順)		順位(昇順)		順位(昇順)		順位(昇順)	
松原市	34,738	(24/43)位	806	(8/43)位	14.5	(19/43)位	4,393	(26/43)位	1,536,562	(24/43)位
1位の市町村	1,748	千早赤阪村	710	島本町	26.8	豊能町	107	能勢町	65,928	千早赤阪村
大阪府平均値	68,132		-		-		7,875		2,551,947	
大阪府全体	2,929,670		911		13.3		338,638		109,733,730	

※1：ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、最終処分量、ごみ処理経費の順位は値の小さい（低い）順

※2：リサイクル率の順位は値の大きい（高い）順



出典：一般廃棄物処理実態調査 令和3年度 環境省

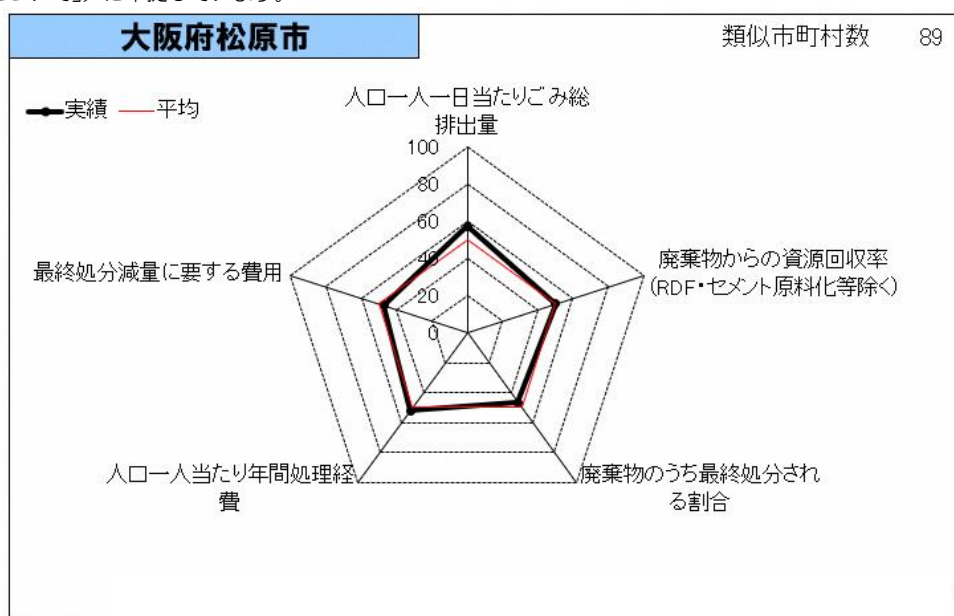
図2-14 大阪府内市町村の家庭系・事業系別1人1日当たりのごみ排出量(令和3年度実績)

2. ごみ処理システムによる評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月、環境省）」に基づき、近畿圏内の類似市町村*との比較によって、松原市のごみ処理システムを評価した結果（令和2年度実績）を以下に示しています。

人口1人1日当たりごみ総排出量で類似市町村の平均値を上回っていますが、それ以外の項目ではほぼ平均値となっています。廃棄物のうち最終処分される割合は少し平均値を下回っている状況となっています。

※ 類似市町村とは、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を指します。なお、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収量 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.889	0.143	0	0.119	14,079	46,412
最大	1.352	0.262	0	0.236	27,583	88,021
最小	0.676	0.048	0	0.018	4,724	16,874
標準偏差	0.114	0.043	0	0.037	3,932	13,070
当該市町村実績	0.806	0.144	0	0.132	13,333	50,121
偏差値	57.3	50.2	-	46.5	51.9	47.2

図2-15 ごみ処理システムの評価(令和2年度実績)

●指標の算出方法

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 (or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口 × 1	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

出典:「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)

第4節. 前計画の達成状況

1. 数値目標の達成状況

前計画の目標値と実績の比較結果を以下の表に示しています。

ごみ排出量・ごみ搬入量に関しては、令和4年度時点で基準年度の平成24年度からは減少してはいますが、平成29年度以降横ばいで推移していることから、目標を達成していません。

焼却処理量に関しては、年々増加傾向で推移しており、目標を達成していません。

また、最終処分量・再生利用率に関しても目標を達成していません。

以上のことから、令和4年度時点では、全ての目標を達成していない状況となっています。

表2-4 数値目標の達成状況

	基準年度	中間年度	令和4年度 (実績)	最終目標年度
	平成24年度 (実績)	平成30年度 (実績)		令和5年度 (目標値)
ごみ排出量	38,777t	34,835t	34,003t	31,693t
(平成24年度=100%)	(100%)	(90%)	(88%)	(82%)
ごみ搬入量	35,046t	32,610t	32,480t	28,538t
(平成24年度=100%)	(100%)	(93%)	(93%)	(81%)
家庭系ごみ	26,535t	24,177t	24,144t	21,018t
(平成24年度=100%)	(100%)	(91%)	(91%)	(79%)
事業系ごみ	8,511t	8,084t	8,336t	7,520t
(平成24年度=100%)	(100%)	(95%)	(98%)	(88%)
焼却処理量	25,652t	27,153t	28,485t	22,414t
(平成24年度=100%)	(100%)	(106%)	(111%)	(87%)
最終処分量 (フェニックスのみ)	4,447t	4,174t	4,368t	3,875t
(平成24年度=100%)	(100%)	(94%)	(98%)	(87%)
再生利用率	(18.6%)	(16.7%)	(14.5%)	(22.7%)

2. 未達成の原因

ごみ排出量及びごみ搬入量に関しては、平成28年度の分別区分変更及び不燃物・粗大ごみの電話申込制の実施による不燃物・粗大ごみの減少により、大きく減少しました。

しかし、コロナ禍における在宅ワークや外出自粛等での巣ごもり消費による家庭系ごみの増加等の要因により、目標達成には至っていません。

焼却処理量及び最終処分量に関しては、ごみ処理コスト削減のため実施している不燃物・粗大ごみからの可燃物選別処理の影響により可燃ごみが増加したため増加しています。

再生利用率に関しては、集団回収量の減少により年々低下しています。

3. 個別施策の状況

個別施策の取組状況を次頁以降に示します。★印がある施策は、令和2年9月の中間見直し時に追加された項目です。

基本方向1 三者協働による循環型社会形成の基盤づくり

(1) 市民、事業者と市の協働による循環型社会の推進			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○自治会等による集団回収の促進、小売店による店頭回収の促進等、松原市の地域特性を活かした減量の取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収未実施の自治会に対して、実施の勧奨を実施。 ・ 店頭回収等については、現状で小売店により自主的に実施されているため、本市としては取組等特に実施なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治会等における担い手不足とそれに伴う集団回収実施団体数の減少及び集団回収率の低下。 ・ 紙ごみ量（特に新聞）の減少。
	○ごみ減量や資源化に関する情報発信や、ごみ減量に関する研修会や出前講座を開催するとともに、ごみ減量に取り組む市民団体等への活動拠点の提供等の運営支援を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別区分の変更及び不燃物・粗大ごみ電話申込制導入に当たり、自治会や各種団体に対し、説明会を実施。 ・ 自治会や小学校にてごみの減量・リサイクルの内容に関する出前講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体に対する具体的な支援内容。
	○自治会、廃棄物減量等推進員、事業者団体等と連携し、地域でのごみ減量の取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔年で廃棄物減量等推進員を委嘱。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量等推進員の具体的な活用方法。
★	○食品ロスの削減について、市民、事業者と相互理解を深め、発生抑制を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎モニター等を用いて、食品ロス削減啓発に関する映像を放映。 ・ ホームページに食品ロスに関する内容の記事を掲載。 ・ 市内の福祉団体主催で実施されるフードドライブ活動の後援を行う。 ・ 10月の食品ロス削減月間には、市役所庁舎及び市営の駐輪場にて食品ロス削減に関するのぼりを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業者に取り組んでもらえる施策の立案、検討及び実施。

(2) 環境教育・環境学習の充実			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	<p>○ごみ減量や適正処理に関するマニュアルを作成するなど、情報提供と意識啓発活動を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別と出し方パンフレットの作成、ホームページ、庁舎モニターやマッキービジョン等を用いたごみ減量化に関する周知啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってわかりやすい分別ルール、方法等の情報提供や啓発の実施。
	<p>○学校や地域での環境教育、環境学習を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松原市内の中学校にて行われた「いきいき環境フェスタ」にてブースを出展し、環境教育・環境学習を実施した。 ・平野工場で開催される廃棄物処理施設見学会の際に、本市もブースを出展し、意識啓発を行った。 ・市内の小学校4年生を対象に水切り補助グッズを配布し、ごみ減量の啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を理解していただくためのわかりやすい説明及び実施にあたっての教材研究。

基本方向2 市民、事業者による3Rのさらなる促進

(1) ごみの出ない暮らし方・事業活動の浸透

	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	<p>○ものを大切にし、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を普及するため、ごみの発生抑制や資源化についての情報提供を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPを用いてごみの資源化等について啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供手法。
	<p>○市役所に設置している不用品情報板を継続するなど、市民の自主的なごみ減量、再使用の取り組みを促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品情報板について、設置箇所を拡大し、更なる再使用の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制や再利用を促す効果的な施策及び周知啓発。
★	<p>○レジ袋をはじめとするプラスチックごみを削減するため、マイバック、マイボトル運動等の取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎モニターや駅の大型ビジョンを使用し、マイバック、マイボトルの使用に関する啓発映像を放映。 ・大阪府がプラスチックごみの削減を目指して公開している「Osaka ほかさんマップ」を紹介する記事を広報及びホームページ上で掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な啓発方法。

(2) 家庭ごみの再生利用の取り組みの推進			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○自治会や市民団体等と連携し、集団回収、店頭回収などの自主的な資源化を支援し、取り組みの普及を図ります。また、集団回収を促進するための報奨金制度を継続し、更なる集団回収の拡大を図ります。	・古紙等の資源化を促進するため、町会、子ども会などの各種団体に対する集団回収報奨金制度を実施しており、未実施の町会等に対して、当該制度の実施勧奨を行った。	・集団回収率の維持及び向上を目的とした、集団回収未実施団体に対する実施勧奨や報奨金単価の見直しについての検討。
	○小型家電等については、引き続き分別を行い、希少金属のリサイクル推進に努めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み小型家電などについて、平成29年11月より不燃物・粗大ごみとして収集してきたものの中から希少金属類を含む小型家電を抜き取り、再資源化を図っている。 ・回収した小型家電から金属を抽出し、東京オリンピック・パラリンピックのメダルを製作する「TOKYO2020都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」に参加した。 ・上記プロジェクトは、平成31年3月31日をもって終了したが、同年4月1日からは「アフターメダルプロジェクト」として継続して行われており、本市も引き続き、希少金属類の再資源化に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。 	・今後も継続実施していくための実施体制の構築。
	○分別収集による資源化の取り組みを拡充します。	・過去からの取組を継続実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化が可能な事業者の選定。 ・必要に応じて、分別区分の変更が必要。
	○市民への分別排出ルールの徹底をはかるため、ルールの周知の工夫や遵守を促す仕組みづくりを進めます。	・分別パンフレットの作成及び市ホームページに分別に関するページを作成。	・分かりやすい周知方法の調査・研究及び情報発信の実施。
★	○ペットボトルや白色トレイなどのプラスチックごみ、紙パックの店頭回収等、市民のごみ減量活動に対し、大規模小売店舗をはじめ事業者が支援する取り組みを促進します。	・ペットボトル等の店頭回収等については、すでに各小売店等の事業所により自主的に実施されている状況にあり、本市による取組等は特に実施していない。	各小売店等の事業所における再資源化量等の実態把握。

(3) 事業者の再生利用の取り組みの推進			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○事業者への排出者責任の浸透を進めるとともに、搬入検査の強化など、排出管理の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所から排出されるごみの処理責任はその事業者にあることを説明しながら、事業系一般廃棄物に係る排出方法の問い合わせについては、本市許可業者に収集申込を行うよう随時対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者のごみ処理責任の徹底及び許可業者への収集申込の指導。
	○事業者への指導や情報提供を充実し、事業活動から排出された古紙や缶、びん、ペットボトルなどの資源化物の再生利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページに事業系一般廃棄物の処理及び分別方法に関する内容の記事を掲載。 ・ 事業所より発生する古紙等の資源物の再生利用を促進するため、事業者向けの分別と出し方のパンフレットの改訂を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物の減量化。 ・ 各事業所における資源化物の再生利用等に関する実態把握。
	○減免対象となっている店舗併設住宅についても、減量、資源化を進めるとともに、事業者の処理責任についての情報提供を行い、許可業者と契約していない事業所を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗併設住宅においても、事業所部分から排出されるごみの処理責任はその事業者にあることを説明しながら、事業系一般廃棄物に係る排出方法の問い合わせについては、本市許可業者に収集申込を行うよう随時対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗併設住宅における事業系一般廃棄物の処理実態の把握。
	○多量排出事業者への指導を強化し、事業所から排出される資源のリサイクルを促します。また、小規模事業者から排出される古紙等の資源化の仕組みづくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度実績により月平均2トン以上のごみを排出している事業者を多量排出事業者と定め、当該事業者に対し減量計画書及び廃棄物管理者の届出を義務付ける等指導を実施し、事業系一般廃棄物の減量化に努める。また、食品ロスに関する調査を含めたヒアリング調査を実施した。 ・ その他、事業所より発生する古紙等の資源物の再生利用を促進するため、事業者向けの分別と出し方のパンフレットの改訂を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を行うにあたっての手法等の検討。
	○市役所等の公共施設は排出者責任を果たし、古紙や缶・びんの資源化を徹底します。また、グリーン調達を徹底します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎にて排出される古新聞・段ボール・雑誌類・シュレッダーくずについては、古紙回収業者による引取でごみの資源化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能な各種廃棄物における資源化方法の検討。
	○拡大生産者責任の観点から、生産や販売を行う事業者が生産者責任を果たして、ごみや資源の回収を行うように啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機横にリサイクルボックスを設置し、自動販売機の設置事業者による回収を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収頻度、リサイクルボックスの将来的な拡張等設置事業者との協議。 ・ 事業者に向けた啓発方法。

基本方向3 適正かつ効率的なごみ処理と市民生活を重視したシステムの推進

(1) 持続可能な循環型社会に適応した収集・運搬体制の確立			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○収集・運搬体制を継続的に見直し、循環型社会、低炭素社会にふさわしい収集体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費節減を念頭に直営職員による収集分の効率的な割振りについて検討を進めた。 ・ 収集において、効率的なルートを検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な収集・運搬体制の構築。 ・ 低炭素社会に適合した収集車等の導入。
(2) 適正な中間処理の推進			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○一部事務組合の構成市との連携を強化し、中間処理施設の適正な運転・管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪広域環境施設組合（以下「一組」という。）において、可燃ごみの適正処理を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし。
	○不燃物・粗大ごみからの大型金属の再資源化など、施設での資源化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収された不燃物・粗大ごみの中から、大型金属や使用済み小型家電類を選別し、リサイクル業者等へ引き渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源化物の品目増加の検討及び再資源化事業者の選定。

(3) 最終処分場の延命化及び新規確保			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○焼却量をできる限り減らすことにより最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底や食品ロス削減の周知啓発等を実施することで、ごみの減量化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分量を削減するための施策の検討・立案及び実施。 ・ 可燃ごみの減量化。
	○フェニックス処分場を構成する諸団体と連携し、広域的な最終処分場の安定的な確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェニックスの構成団体でもある一組の構成市は、一組が策定している循環型社会形成推進地域計画の中で、最終処分量の目標値を設定している。この目標達成のため、各市それぞれの施策に取り組むことでごみの減量化を図っている。 ・ 平成28年度から令和2年度の計画期間における最終処分量については、目標を達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市より排出される廃棄物に係る受入残枠の長期的な確保。
(4) 不法投棄防止の取り組みの強化			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	○市民や関係機関等との連携によりきれいなまちづくり条例の推進・啓発や庁内連携のパトロールを強化し、散乱ごみや不法投棄の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の公共施設、苦情が多い場所を中心に職員によるパトロールを実施。 ・ 毎週水曜日の通常業務後、担当班を設定して、各地域の不法投棄のパトロールを行い、ごみ回収を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パトロールの強化及び美化促進を図るための手法の検討。 ・ 通常業務の延長により、作業できない日の対応。
	○現在、市民や各種団体と協力して実施している美化キャンペーンを、今後も継続的に実施する等、地域ぐるみの生活環境の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ きれいなまちづくり条例の啓発や町会等市民との協働により年1回の市内全域の一斉清掃を実施し、市民による自発的清掃の機会を促し、美化啓発に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美化キャンペーンの実施等による啓発活動の取り組み、美化促進を図るとともに新たな手法の検討が必要。

(5) 一部事務組合設立に伴う分別区分の検討			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	<p>★ ○一部事務組合の設立に伴い分別区分の変更を行いました。今後も市民の利便性向上を目指し、更なる分別区分の調査検討を行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環法によるプラスチックの分別回収に伴う分別区分変更の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに分別区分を設定する場合における収集体制等の再検討。 ・新たな業者選定の検討及び実施。 ・市民に対する分別区分変更に係る徹底した周知の実施。
(6) ごみ処理費用負担の今後の検討			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	<p>○廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえて、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、可燃ごみ、不燃物・粗大ごみの有料化について、松原市廃棄物減量等推進審議会に別途諮った上、調査検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物については、有料指定袋制を導入済み。 ・生活系ごみの有料化については、検討を行っているが、導入には至っていない。 ・府内の各市町村における一般ごみの有料化状況の調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの有料化導入の検討を進めるにあたっての、各市町村の動向及び家庭系ごみの有料化状況等の継続的な調査の実施。 ・有料化実施にあたっての各廃棄物における実施形態等の検討。 ・一般廃棄物会計基準に基づく考察。
(7) 高齢者等に配慮した収集体制の充実			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
	<p>○高齢者や障がい者を対象に実施しているふれあい収集については、高齢化社会の進展を考慮して、積極的に広報活動を行い、更に不燃物・粗大ごみを含め、ごみの排出が困難な方を対象とするサポートを、今後も継続して実施していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のサポートを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートの必要な方に、制度の存在が伝わるように周知活動を十分に行う。

重点プロジェクト			
	目標を達成するに当たり取り組む施策	現状の取り組み内容	次期計画策定に当たり考慮すべき課題
(1) 不燃物・粗大ごみの電話申込制の実施			
	<p>○不燃物・粗大ごみの再使用、再利用への誘導と減量化の観点から、また、本市域以外からの不法投棄を防止する観点から、平成29年1月より不燃物・粗大ごみについて電話申込制を実施しています。また、利便性向上のため、同年12月より食器類の拠点回収も実施し、平成30年4月から本制度にフリーダイヤルを導入しました。今後とも更なる利便性向上を目指し取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃物・粗大ごみの電話申込制については、平成29年1月より開始し、インターネットによる24時間受付やフリーダイヤルの導入により利便性の向上を図るとともに、申込者に適正な分別区分を周知することにより、財源の確保につなげてきた。 ・さらに令和3年4月からは排出個数の上限について5点から8点に拡充し、更なる市民サービスの向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上のための手法の検討・立案・実施。
(2) 一般ごみ有料化の導入の検討			
	<p>○ごみ減量行動の促進とごみ排出量に応じた負担の公平化の観点から、可燃ごみ、不燃物・粗大ごみの有料化について、松原市廃棄物減量等推進審議会に別途諮った上、調査検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物については、有料指定袋制を導入済み。 ・生活系ごみの有料化については、検討を行っているが、導入には至っていない。 ・府内の各市町村における一般ごみの有料化状況の調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの有料化導入の検討を進めるにあたっての、各市町村の動向及び家庭系ごみの有料化状況等の継続的な調査の実施。 ・有料化実施にあたっての各廃棄物における実施形態等の検討。 ・一般廃棄物会計基準に基づく考察。
(3) 小型家電の分別収集や拠点回収などによる資源化の促進			
	<p>○平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、携帯電話端末、デジタルカメラ、電子辞書等の小型電子機器等について、市や製造業者、小売業者そして市民（消費者）が分別回収等に関与し、資源化を促進することが法制化されました。</p> <p>○使用済小型家電などについては、平成29年11月より希少金属類の抜き取り及び再資源化の取り組みを行っており、今後も引き続き、希少金属類の再資源化に取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電などについて、平成29年11月より不燃物・粗大ごみとして収集してきたものの中から希少金属類を含む小型家電を抜き取り、再資源化を図っている。 ・回収した小型家電から金属を抽出し、東京オリンピック・パラリンピックのメダルを製作する「TOKYO2020都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」に参加した。 ・上記プロジェクトは、平成31年3月31日をもって終了したが、同年4月1日からは「アフターメダルプロジェクト」として継続して行われており、本市も引き続き、希少金属類の再資源化に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる希少金属類の再資源化を行うための調査研究の実施。 ・今後も継続実施していくための実施体制の構築。 ・収集方法及び収集品目の拡充等の検討。

(4) 市民への意識啓発の充実と資源化の促進		
<p>○市民の主体的なごみ減量、資源化を図る施策として、引き続き広報まつばら、パンフレット等の広報媒体により意識啓発を図ります。</p> <p>○現在実施している地域の自治会等による集団回収報奨金制度を継続するとともに、集団回収の新規登録を促す施策や集団回収参加世帯を増加させる取り組み等として各種団体等にも啓発を行っていきます。</p> <p>○集団回収を行う自治会等の構成員の意識、年齢構成の変化等により回収率の低下や回収自体が困難となっているケースも考えられ、現状調査を行い、その運営支援のあり方について検討を行います。</p> <p>○自治会加入者が少ない等により集団回収未実施地区において、集団回収率を向上させるため、集団回収の意義、報奨金制度の概要等について情報提供を行うほか、集団回収の運営ノウハウの提供等の支援を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ削減のためのマイバッグ・マイボトル運動や家庭系可燃ごみの減量化を推進するために、生ごみの水切りの促進等、市庁舎内のモニターや駅前大型ビジョン等を用いて、各種ごみの減量について周知・啓発を継続的に実施。また、地域での広報活動等を担っていただくため、地域からの推薦により廃棄物減量等推進員を委嘱している。 ・その他、小学校4年生を対象に、環境学習の一環として、生ごみの水切りを目的とした啓発グッズの配布も実施している。 ・古紙等の資源化を促進するため、町会、子ども会などの各種団体に対する集団回収報奨金制度を実施しており、未実施の町会等に対して、当該制度の実施勧奨及び現状調査も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発信する情報を町会、廃棄物減量等推進員、市民団体等からも併せて発信していただくなどの連携による周知啓発の手法及び実施の検討。 ・集団回収の促進については、未実施団体への働きかけを強化するとともに、積極的に集団回収を実施してもらえよう、支援の方法等を検討する。
(5) 事業者への指導の強化と小規模事業者に向けた資源化の仕組みの提供		
<p>○事業者から排出されるごみの処理責任が事業者にあることを啓発し、また、家庭ごみと事業系ごみの分別を徹底し、事業系ごみについては許可業者への収集申込みの指導をします。特に、ごみの多量排出事業者に対しては、主体的なごみ減量資源化を促進するため、減量計画書の提出、立ち入り検査、廃棄物管理責任者を通じた減量指導等を強化します。</p> <p>○市内事業者に対しては、古紙リサイクルの仕組みを検討します。</p> <p>○大規模小売店舗をはじめとする事業者での、ペットボトルや白色トレイなどのプラスチックごみ、紙バックの店頭回収等を推進していきます。</p> <p>○また食品ロスの削減については、市民、事業者と相互理解を深め、発生抑制の推進を行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度実績により月平均2トン以上のごみを排出している事業者を多量排出事業者と定め、当該事業者に対し減量計画書及び廃棄物管理者の届出を義務付ける等指導を実施し、事業系一般廃棄物の減量化に努める。 ・事業者より発生する古紙等の資源物の再生利用を促進するため、事業者向けの分別と出し方のパンフレットの改訂を実施。 ・そのほか、多量排出事業者として指導対象となった食品関連の小売業者の中から数者ピックアップし、事業所を訪問の上、食品ロス削減への取組状況を含めたヒアリング調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する事業系一般廃棄物の分別に関する指導方法等の検討。 ・減量指導等の強化に向けたヒアリング調査の実施に当たっての事業所選定方法。 ・食品ロス削減を推進するに当たっては、他市等の事例を参考に、市民・事業者の相互理解を深めるための取組みを検討する。 ・ペットボトル等の店頭回収の促進に係る支援の検討。(他市の事例を参考に) ・市内事業者向けの古紙の減量・リサイクルの促進を図る仕組みの検討。

(6) 安定的・計画的な収集体制の構築			
★	<p>○市民生活に支障を及ぼさないよう直営、民間事業者への委託、許可によるごみ収集を基礎とし、安定的・計画的な収集体制を構築していきます。</p>	<p>・直営職員の高齢化に伴い、今後の収集体制について、検討を行っている。</p>	<p>・費用対効果を含めた計画的な収集体制の構築。</p>
(7) 廃棄物処理に関する総合的な災害対策の充実			
★	<p>○災害発生時に発生する廃棄物に、適正かつ速やかに対応するため、災害廃棄物処理に関する備えを充実させていきます。</p> <p>○将来発生することが予想される地震等の大規模災害に対し、市民生活に支障を及ぼさないよう総合的なごみ処理体制を構築していきます。</p>	<p>・本市の各種計画との整合性を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」や「大阪府災害廃棄物処理計画」を踏まえて、災害によって発生する廃棄物について生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再生利用等を図りながら迅速かつ適正に処理することを目的として「松原市災害廃棄物処理計画」を策定し、また、災害発災時を想定し大阪広域環境施設組合と無線等による合同訓練を実施し、平時よりごみ処理体制についての連携を図っている。</p>	<p>・大規模災害時における必要な仮置場面積の確保。</p> <p>・大規模災害時に備えた収集運搬体制の整備、構築及びごみ処理体制の確保等災害対応の充実。</p>

第5節. 課題

松原市では、様々な取り組みを実施してきましたが、数値目標も現段階では全て未達成であり、現状では以下の課題があげられます。

・家庭ごみ

家庭ごみに関しては、人口減少に伴い、年々減少傾向で推移してきましたが、令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響等により増加しました。

令和3年度以降は再び減少に推移したことで、感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると考えられますが、言葉の壁や文化の違いで市の分別方法を把握することが難しい外国人が近年増加していることから、そのような方々への周知・啓発に一層取り組む必要があります。加えて、一般的に排出原単位が高いと言われている集合住宅及び単身世帯も近年増加してきており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

・高齢化社会への対応

松原市では年々高齢者人口は増加しており、令和2年の高齢者割合は30%を超えています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれています。そのようなことから、ごみを排出することが困難な市民に対してのふれあい収集等の施策を引き続き周知し、充実する必要があります。

・食品ロス

日本の食品ロスの状況（令和元年度）【農林水産省】によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが1日あたり約124g（茶碗約1杯分）含まれていると言われています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方向等において、食品ロスを令和12年度までに平成12年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。松原市では、啓発やフードドライブ活動の後援など、様々な食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことが必要です。

・事業系ごみ

事業系ごみに関しては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛等の影響で減少傾向でしたが、今後企業活動が活発化すれば増加することが考えられます。市内事業所は10人未満の小規模事業所が8割以上を占めていることから、小規模事業所への排出抑制や分別などに向けた効果的な施策を検討する必要があります。

・ 集団回収量の減少

資源回収量は、集団回収で特に減少傾向が顕著にみられます。集団回収においては、近年のペーパーレス化や新聞購読者数の減少など、回収量の多い紙ごみ自体の減少等の理由もありますが、組織の高齢化等による活動の担い手不足などの課題も考えられるため、関係部署との連携によって、若い世代や転入者が参加しやすい仕組みをつくる施策を進める必要があります。

・ プラスチックごみ対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年までにワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）を累積25%排出抑制することが盛り込まれています。さらに、令和3年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

松原市でも家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、廃プラスチックの資源化拡大への取組を検討する必要があります。

・ 清掃事業の適正な運営

清掃事業に要する経費に関しては、費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

・ 緊急時の対応

今後発生が予測されている南海トラフ地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、ごみを迅速かつ適正に処理する体制を構築する必要があります。

第6節. 計画の方向性

前計画では、ペーパーレス化に伴う紙ごみの減少などによるリサイクル率の低下、大型商業施設であるセブンパーク天美の開業並びに、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅ごみや片付けごみの増加等の要因により、ほとんどの項目で目標未達成の結果となっています。

今回策定する新計画は、大阪広域環境施設組合の施設整備（工場建設）計画の策定においても重要であることから、ごみ量の予測及び目標達成に向けた施策の実施による削減量についても精査し、目標の設定を行うものとしします。

第3章. 計画の基本理念及び基本方向

第1節. 基本理念

基本理念

持続可能な循環型社会の構築

～SDGsの達成へ向け、みんなで未来へつなげよう～

【基本理念の考え方】

平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標であるSDGsについて、達成すべき具体的な目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されております。

本計画で掲げる各種ごみ処理に係る施策や事業の推進及びそれらに関する様々な課題は、SDGsに関連した重要なテーマとなっています。

そこで、本計画の基本理念は、前計画の基本理念である「持続可能な循環型のまちづくりの推進」を目指す市の基本的な考えを引き継ぎ、SDGsの趣旨や総合計画での将来都市像「みんなでつくる未来へつなげるまちまつばら」を踏まえ、現在市民が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、市民一人ひとりが一歩踏み出し持続可能な循環型社会の構築を目指すものとします。

なお、本計画と密接な関係のあるゴールは以下のとおりとなります。



第2節. 基本方向

前計画は、基本理念「持続可能な循環型のまちづくりの推進」を実現させるために、「三者協働による循環型社会形成の基盤づくり」、「市民、事業者による3Rのさらなる促進」、「適正かつ効率的なごみ処理と市民生活を重視したシステムの推進」の3つの基本方向を掲げてきました。

今後、更に計画を推進させ、基本理念を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づき、市民・事業者・行政それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいく必要があります。

このことを踏まえ、新たな計画の基本方向におきましては、前計画の3つの方向を踏襲しつつ、以下の3つの基本方向を掲げます。

基本方向1 みんなで進めるリデュース・リユース

前計画の循環型社会形成の基盤づくりを引き継ぎ、ごみ減量のために、市民や事業者が発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みを進めていくとともに、行政はそのための情報提供等を充実させ、三者（市民・事業者・行政）が一体となって、循環型社会の形成に取り組んでいきます。また、市民がごみ減量等に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図るとともに、食品ロスの削減やリユース活動を推進していきます。

基本方向2 リサイクルの促進

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、費用や環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進していきます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、可燃ごみや不燃物・粗大ごみに含まれている資源の分別等、様々なリサイクル施策を実施していきます。

基本方向3 適正なごみ処理システムの推進

基本方向1と2で3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、市民等のニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図り、適正に処理、処分するとともに、エネルギー回収を進めます。また、高齢化社会の進展による、高齢者や障がい者を対象としたふれあい収集の周知徹底を図り、単身世帯・外国人の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めていきます。

第4章. 計画目標

第1節. 推計

1. 人口推計

将来人口の推計は、松原市第5次総合計画における「将来人口の見通し（令和8年に114,000人と推計）」を基に年毎の伸び率を算出し、令和3年度の実績人口をベースに同じ伸び率で推移すると想定し、推計し直したものです。

推計の結果、令和8年度には114,097人、令和15年度には108,843人となる見込みです。

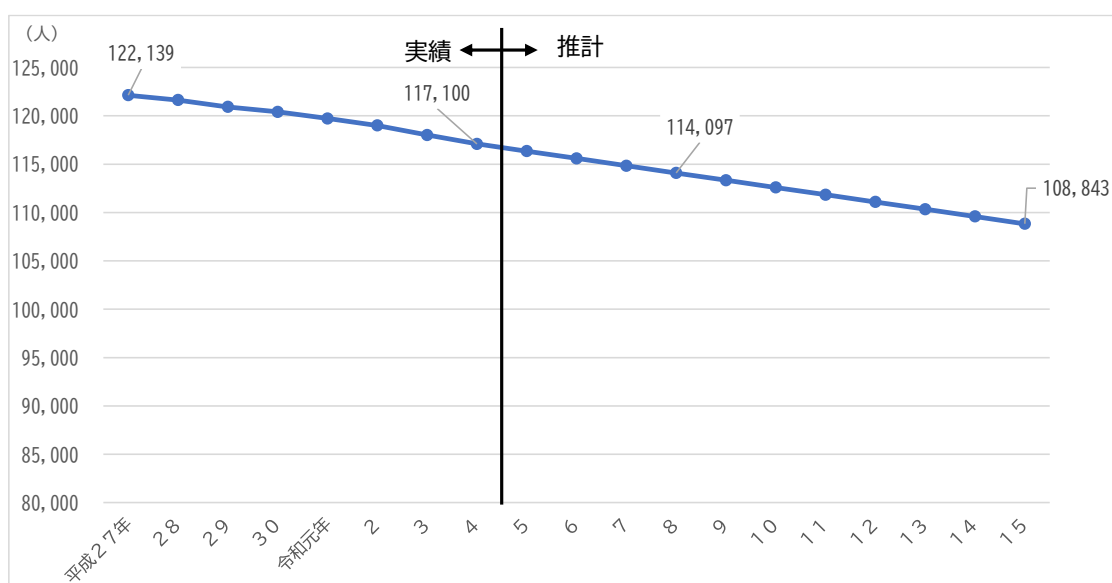


図4-1 人口推計

2. 現状施策で推移した場合のごみ量推計の手法

(1) 将来のごみ排出量予測の考え方

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

ごみの種類別（家庭ごみ【可燃ごみ、不燃物・粗大ごみ、その他（乾電池・蛍光灯等）、資源ごみ（缶・びん・ペット、プラ類、紙類）】、事業系ごみ【可燃ごみ、不燃物・粗大ごみ】、集団回収の計10区分）に、過去5年間における1人1日当たりのごみ排出量の実績値を予測式（資料編参照）に当てはめることにより、将来の1人1日当たりのごみ排出量等の推計値を求めました。

求めた将来の1人1日当たりのごみ排出量に、将来の人口推計値を乗じ、将来のごみ排出量推計値を算出しました。

ただし、令和2年度・令和3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、通常時とは異なる排出量であったことも考えられるため、令和2年度・令和3年度の実績を控除した推計としました。

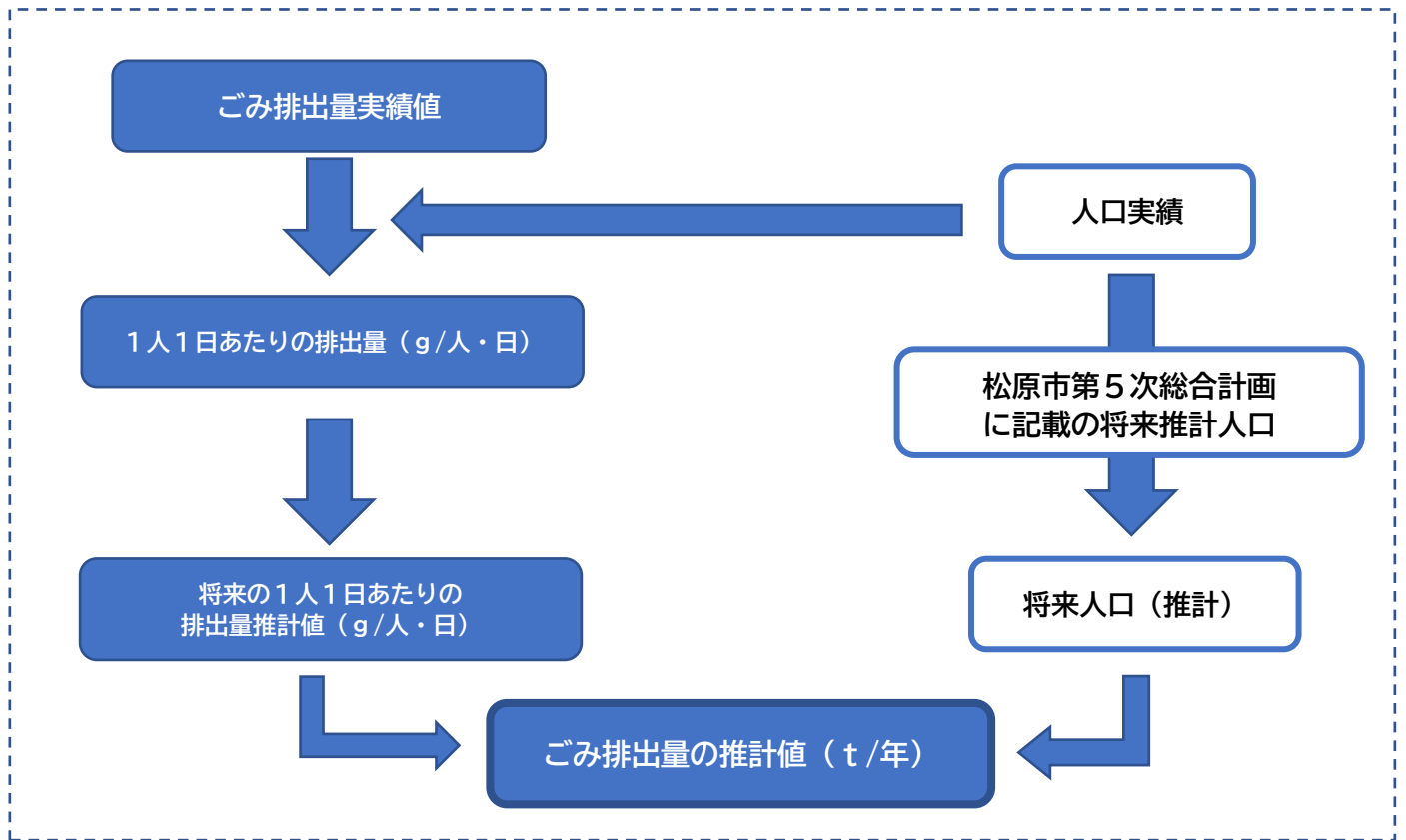


図4-2 ごみ排出量の推計フロー

3. 現状施策で推移した場合のごみ量推計結果

(1) 将来の1人1日当たりのごみ排出量予測結果

将来の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は下記のとおりであり、家庭系ごみに関しては、コロナ禍前の平成29年度～令和元年度の大増傾向の流れを受け、年々増加傾向で推移することが予測されますが、集団回収と事業系ごみに関しては減少傾向で推移することが予測されます。全体では、令和5、令和6年度に増加しますが、その後、緩やかに減少していく予測となっています。

なお、事業系ごみ（可燃）に関しては、令和3年11月にオープンした「セブンパーク天美」と令和5年度秋にオープンする「イオンタウン」から排出される量を予測し、令和5年度以降の排出量に加えています。「セブンパーク天美」に関しては、令和4年度の4～2月までの平均排出量は事業系一般廃棄物排出量の11.3%を占めており、その割合を基準にして算出しており、「イオンタウン」に関しても聞き取り等調査した結果を踏まえた排出量を加味しています。

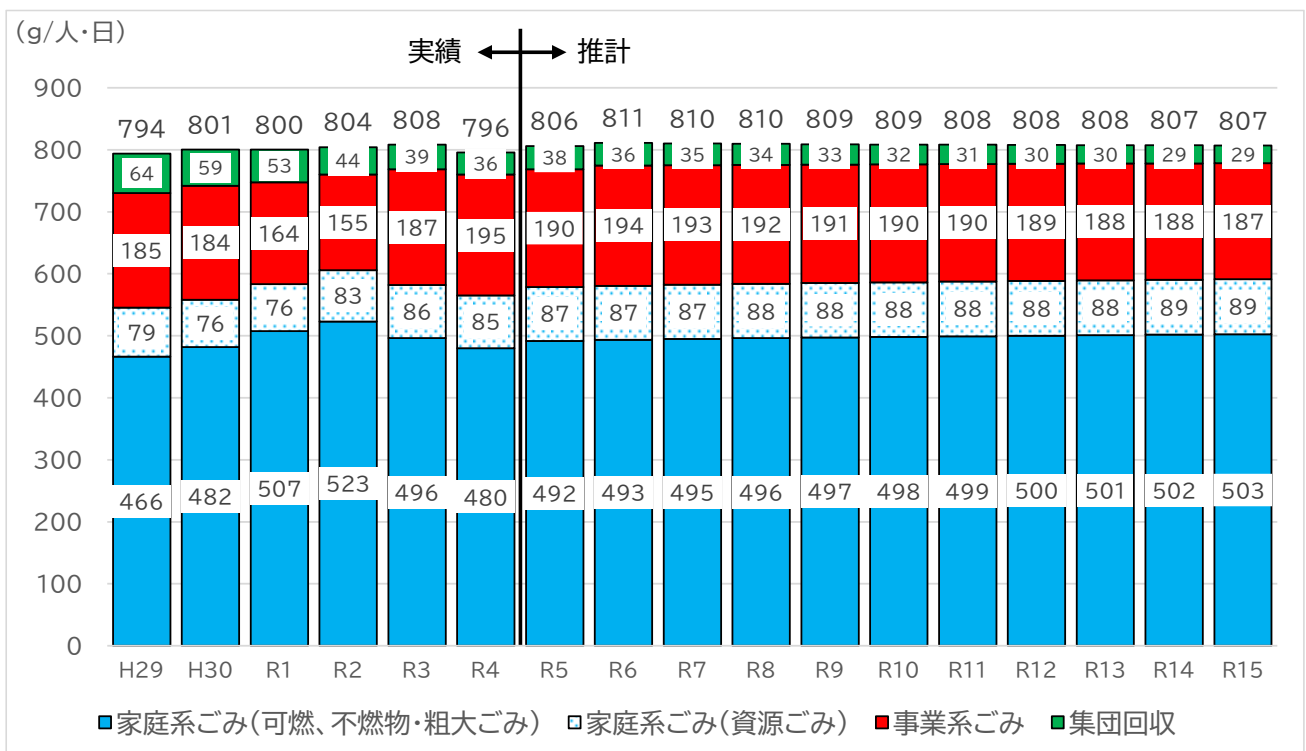


図4-3 1人1日当たりのごみ排出量推計

(2) 将来のごみ排出量予測結果

将来のごみ排出量の予測結果は下記のとおりであり、令和5年度には家庭系ごみの影響で増加しますが、その後は人口の減少に伴い減少していき、令和10年度には33,320 t/年、令和15年度には32,065 t/年となることが予測されます。

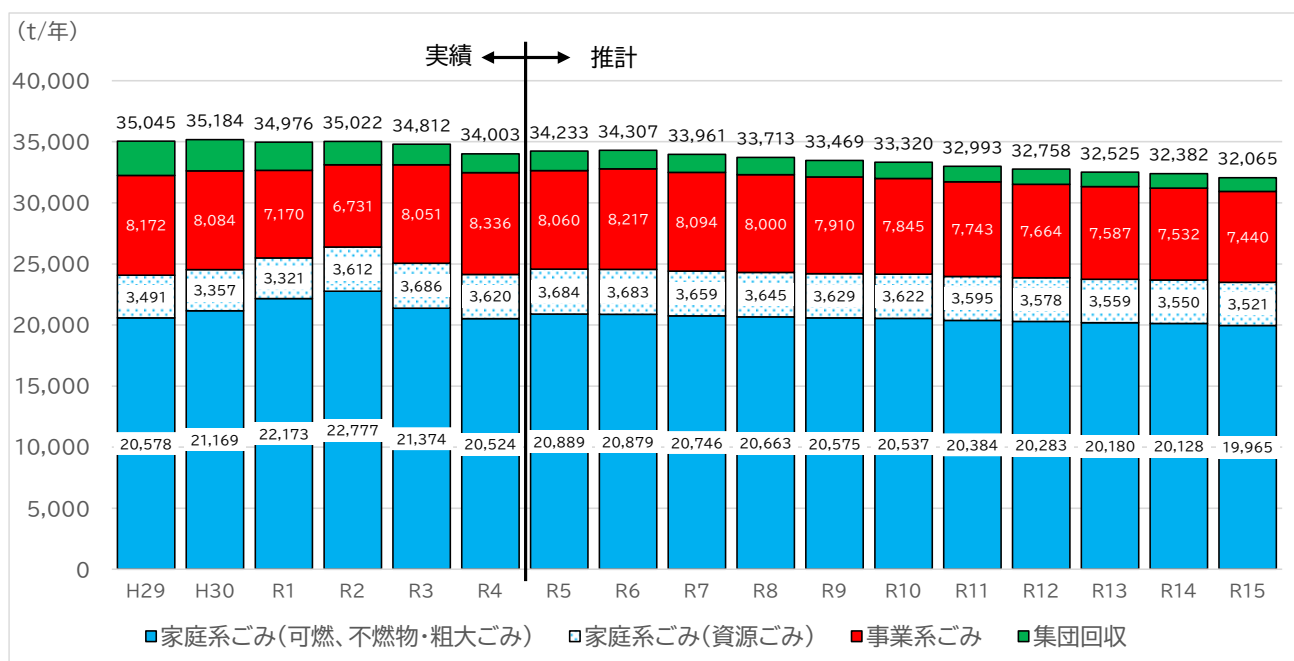


図4-4 ごみ排出量推計

表4-1 ごみ排出量推計

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		現状	予測										
			中間目標										最終目標
人口	(人)	117,100	116,349	115,599	114,848	114,097	113,347	112,596	111,846	111,095	110,344	109,594	108,843
家庭系ごみ	(t/年)	24,144	24,573	24,562	24,405	24,308	24,204	24,160	23,979	23,861	23,739	23,679	23,486
	R4=100	100	102	102	101	101	100	100	99	99	98	98	97
事業系ごみ	(t/年)	8,336	8,060	8,217	8,094	8,000	7,910	7,845	7,743	7,664	7,587	7,532	7,440
	R4=100	100	97	99	97	96	95	94	93	92	91	90	89
集団回収	(t/年)	1,523	1,599	1,529	1,461	1,405	1,356	1,315	1,271	1,234	1,200	1,171	1,139
	R4=100	100	105	100	96	92	89	86	83	81	79	77	75
合計	(t/年)	34,003	34,233	34,307	33,961	33,713	33,469	33,320	32,993	32,758	32,525	32,382	32,065
	R4=100	100	101	101	100	99	98	98	97	96	96	95	94

(3) 将来のごみ処理量予測結果

将来のごみ処理量の予測結果は下記のとおりであり、焼却処理量・最終処分量に関しては、減少傾向と予測されます。

再生利用率に関しては、年々減少傾向で推移し、令和15年度には13.7%となる予測となっています。

表4-2 ごみ処理量推計

		令和4年度	令和10年度	令和15年度
		現状	推計	
			中間目標年度	最終目標年度
ごみ排出量 ^{※1}	(t/年)	34,003	33,320	32,065
	R4=100	100	98	94
ごみ搬入量 ^{※2}	(t/年)	32,480	32,005	30,926
	R4=100	100	99	95
家庭系ごみ	(t/年)	24,144	24,160	23,486
	R4=100	100	100	97
事業系ごみ	(t/年)	8,336	7,845	7,440
	R4=100	100	94	89
焼却処理量	(t/年)	28,485	28,006	27,039
	R4=100	100	98	95
最終処分量	(t/年)	4,368	4,295	4,147
	R4=100	100	98	95
再生利用率 ^{※3}		14.3%	14.0%	13.7%

※1:ごみ排出量=家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収量

※2:ごみ搬入量=ごみ排出量-集団回収量

※3:再生利用率=分別回収等による資源化量+集団回収量/ごみ排出量

第2節. 計画目標

1. 目標

本計画では、ごみ減量・資源化に対する取組みをさらに推進し、目標値を以下のように設定します。

目標1 ごみ排出量 (ごみ排出量=家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)

30,508 t/年

ごみの減量に向けて、ごみ排出量を目標値として設定します。令和15年度の目標値は、令和4年度の実績から3,495 t削減し、30,508 t/年とします。

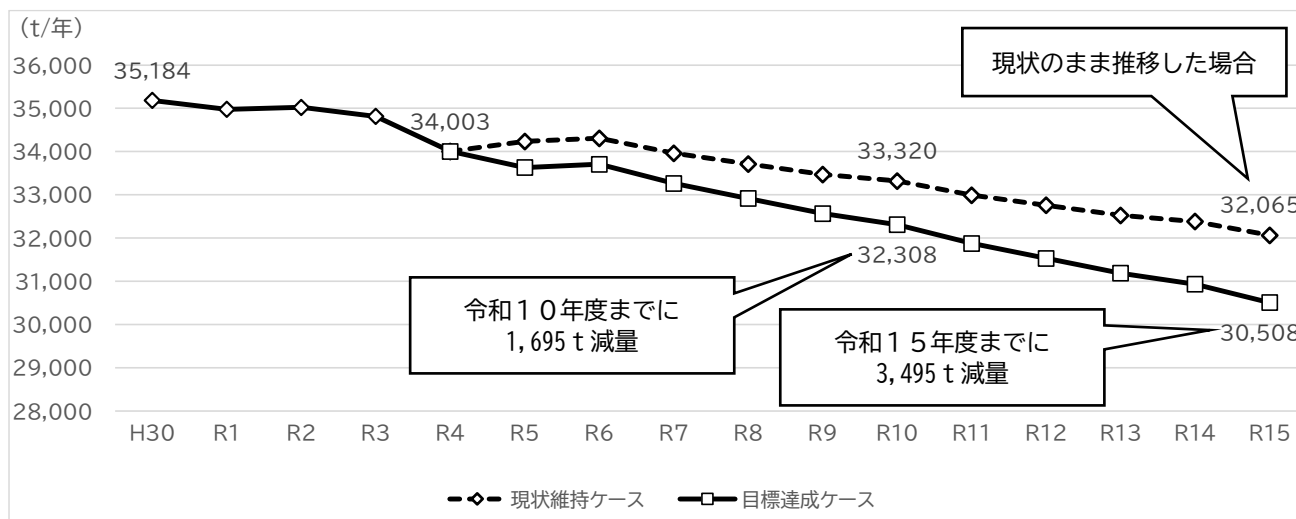


図4-5 ごみ排出量の目標値

目標2 ごみ搬入量 (ごみ搬入量=ごみ排出量-集団回収量)

29,103 t/年

ごみの減量に向けて、集団回収量を除いたごみ搬入量を目標値として設定します。令和15年度の目標値は、令和4年度の実績から3,377 t削減し、29,103 t/年とします。

【参考】目標 家庭系ごみ搬入量 22,610 t/年 ・ 事業系ごみ搬入量 6,493 t/年

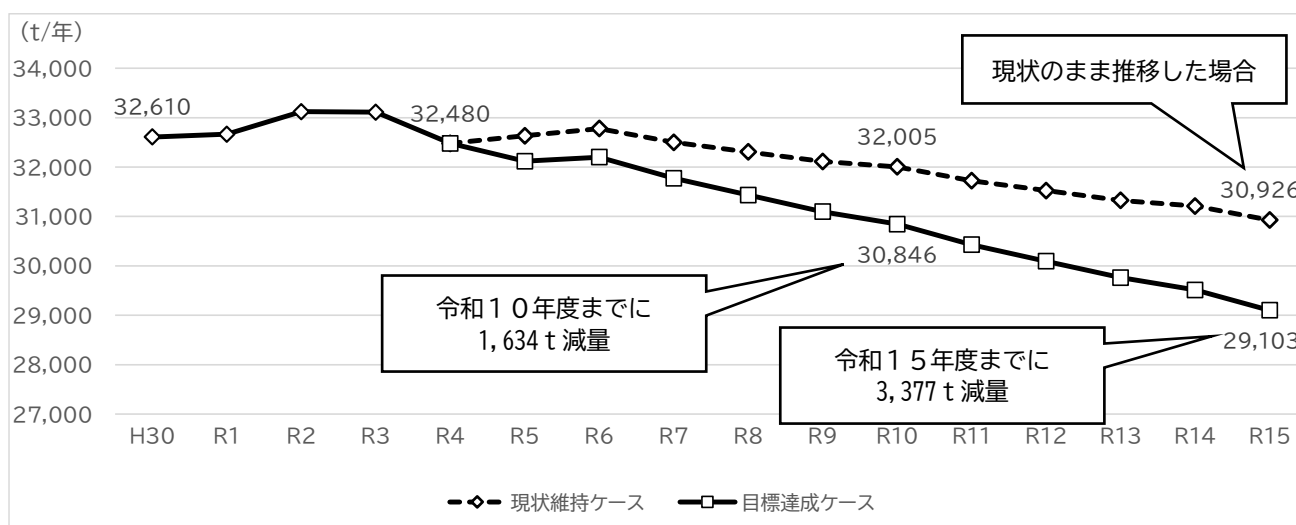


図4-6 ごみ搬入量の目標値

目標3 焼却処理量

24,629 t /年

温室効果ガス排出量削減の観点からも、ごみの減量及び焼却量の削減による温室効果ガスの発生抑制に取り組む必要があります。そのため、可燃ごみの中の紙類や容器包装プラ等の分別の向上、水切りや食品ロス削減といった可燃ごみの減量に向けた取組の指標として焼却処理量を目標値として設定します。令和15年度の目標値は、令和4年度の実績から3,856 t削減し、24,629 t /年とします。

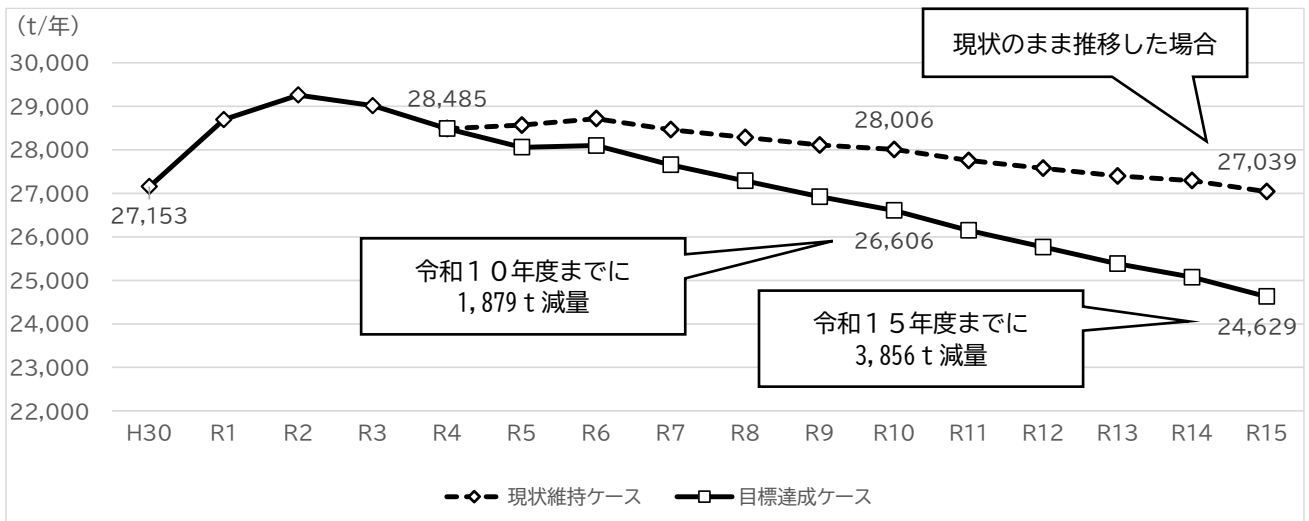


図4-7 焼却処理量の目標値

目標4 最終処分量

3,778 t /年

中間処理後の残さや焼却灰等については、主に大阪湾広域臨海環境整備センター等へ埋立処分していますが、将来にわたり処分を継続するためには、埋立量の削減が必要です。排出量抑制及び更なる資源化の推進等、埋立量削減の指標として最終処分量を目標値として設定します。令和15年度の目標値は、令和4年度の実績から590 t削減し、3,778 t /年とします。

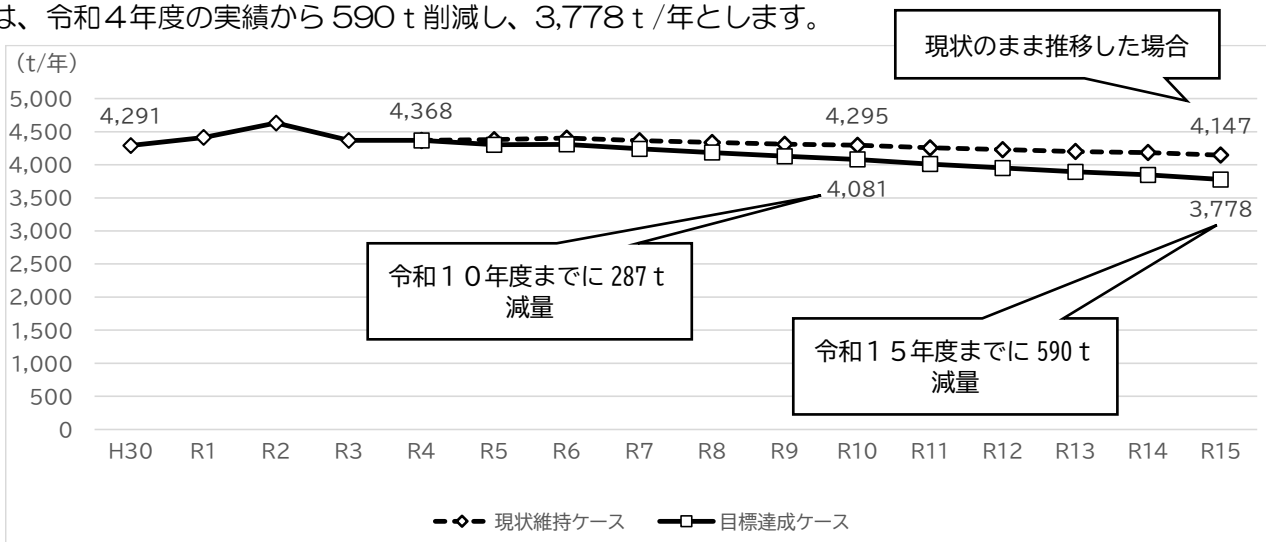


図4-8 最終処分量の目標値

目標5 再生利用率（再生利用率＝分別収集等による資源化量+集団回収量／ごみ排出量）
17.2%

排出されるごみは排出抑制を第一に考え、その後は資源化する必要があります。ごみ質調査の結果から、可燃ごみ等にはまだまだ資源化可能物が混入していることから、これらの分別の推進と資源ごみ及び集団回収量増加といった資源化に向けた進捗状況がわかる指標として再生利用率を目標値として設定します。令和15年度の目標値は、令和4年度の実績から2.9ポイント増加し、17.2%とします。

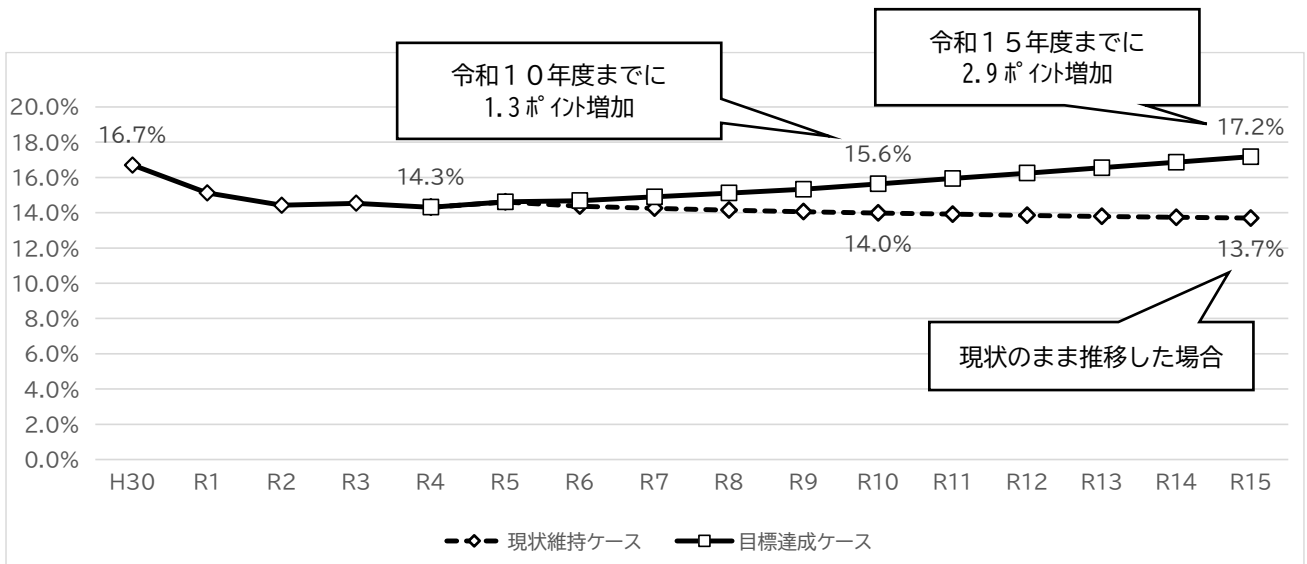


図4-9 再生利用率の目標値

2. 目標達成のための減量・資源化の施策と見込み量

本計画期間で取り組む施策について、市民意識調査やごみ質調査等に基づき試算した結果、次のような減量・資源化量が見込めます。各施策の右上のgが、1人1日当たりの減量・資源化量の目安となります。

(1) 家庭ごみの削減

下記施策の徹底により、15.3g/人・日の減量化を目指します。

① 生ごみの水切りの徹底

条件

- | | |
|-------------|---|
| 34.0% | ・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の厨芥類 |
| 11.8% | ・アンケート調査【問16(1)】:生ごみの水切りを「必ず行っている」「しばしば行っている」と回答した以外の割合 |
| 12.0% | ・水切り削減率:全国事例平均12% |
| 60.0% | ・協力率:(想定)60% |
| 443.2 g/人・日 | ・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位 |

1.3g

② 食品ロスの削減

12.4 g

条件

34.0%	・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の厨芥類
49.6%	・厨芥類に占める「食品ロス」の割合 ※R3年度 八尾市可燃(燃やす)ごみの内訳参照
66.5%	・アンケート調査【問7(2)】:家庭で手を付けずに食品を捨ててしまったことがあると回答した割合
50.0%	・食品ロス削減率:R4年度から半減
50.0%	・協力率:(想定)50%
443.2 g/人・日	・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位

③ 詰め替え容器の利用促進による排出抑制

1.6 g

条件

79.7%	・アンケート調査【問4】:買い物のときにエコな製品やサービスの選択を「いつもしている」と回答した以外の割合79.7%
42.40 g	・容器の平均的重量:42.4g
5.00 個/月	・各世帯の削減個数:(想定)5個/月
2.03 人/世帯	・R4年度の世帯の人数
60.0%	・協力率:(想定)60%

(2) 事業系ごみの削減

下記施策の徹底により、23.8g/人・日の減量化を目指します。

① 事業系可燃ごみに含まれている紙類の減量・資源化処理の促進による排出抑制

13.0 g

条件

23.2%	・H28年度寝屋川市事業系ごみ分析:事業系ごみ中の資源化可能な紙類23.2%
30.0%	・協力率:(想定)30%
186.9 g/人・日	・目標年度の事業系可燃ごみ原単位

② 事業系可燃ごみに含まれている廃プラスチック類の混入防止

10.8 g

条件

14.5%	・H28年度寝屋川市事業系ごみ分析:事業系ごみ中のプラスチック類14.5%
50.0%	・改善目標:事業系可燃ごみ中の廃プラスチック類を現状の半分にする 0.5
80.0%	・協力率:(想定)80%
186.9 g/人・日	・目標年度の事業系可燃ごみ原単位

(3) 家庭ごみの資源化

下記施策の徹底により、23.9g/人・日の資源化を目指します。

① 可燃ごみに混入されている資源化可能な容器包装プラの資源ごみ排出への移行促進

10.6 g

条件

7.8%	・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の容器包装プラ
41.1%	・アンケート調査【問4】:ごみの分別を「いつもしている」と回答した以外の割合
75.0%	・協力率:(想定)75%
443.2 g/人・日	・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位

② 可燃ごみに混入されている資源化可能な紙類の集団回収への排出促進

6.7 g

条件

5.3%	・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の資源化可能な紙類
41.1%	・アンケート調査【問4】:ごみの分別を「いつもしている」と回答した以外の割合
70.0%	・協力率:(想定)70%
443.2 g/人・日	・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位

③ 可燃ごみに混入されている容器包装プラ以外のプラスチック類の分別収集の実施

4.6 g

条件

3.6%	・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の容器包装プラ・ペットボトル以外のプラスチック類の割合
41.1%	・アンケート調査【問4】:ごみの分別を「いつもしている」と回答した以外の割合
70.0%	・協力率:(想定)70%
443.2 g/人・日	・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位

※施策③は、令和10年度から開始予定。

④ 可燃ごみに混入されているカン・ビン・ペットボトルの資源ごみ排出への移行促進

1.2 g

条件

0.9%	・R3年度松原市可燃ごみ分析:可燃ごみ中の容器包装プラ
41.1%	・アンケート調査【問4】:ごみの分別を「いつもしている」と回答した以外の割合
75.0%	・協力率:(想定)75%
443.2 g/人・日	・目標年度の家庭系可燃ごみ原単位

⑤ 不燃ごみに混入されているカン・ビンの資源ごみ排出への移行促進

0.7 g

条件

13.2%	・R3年度松原市不燃ごみ分析:不燃ごみ中の缶・ビン
41.1%	・アンケート調査【問4】:ごみの分別を「いつもしている」と回答した以外の割合
50.0%	・協力率:(想定)50%
27.4 g/人・日	・目標年度の家庭系不燃ごみ原単位

3. 目標を達成した場合のごみ量推計結果

(1) 目標を達成した場合の1人1日当たりのごみ排出量予測結果

目標を達成した場合の将来の1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は下記のとおりです。

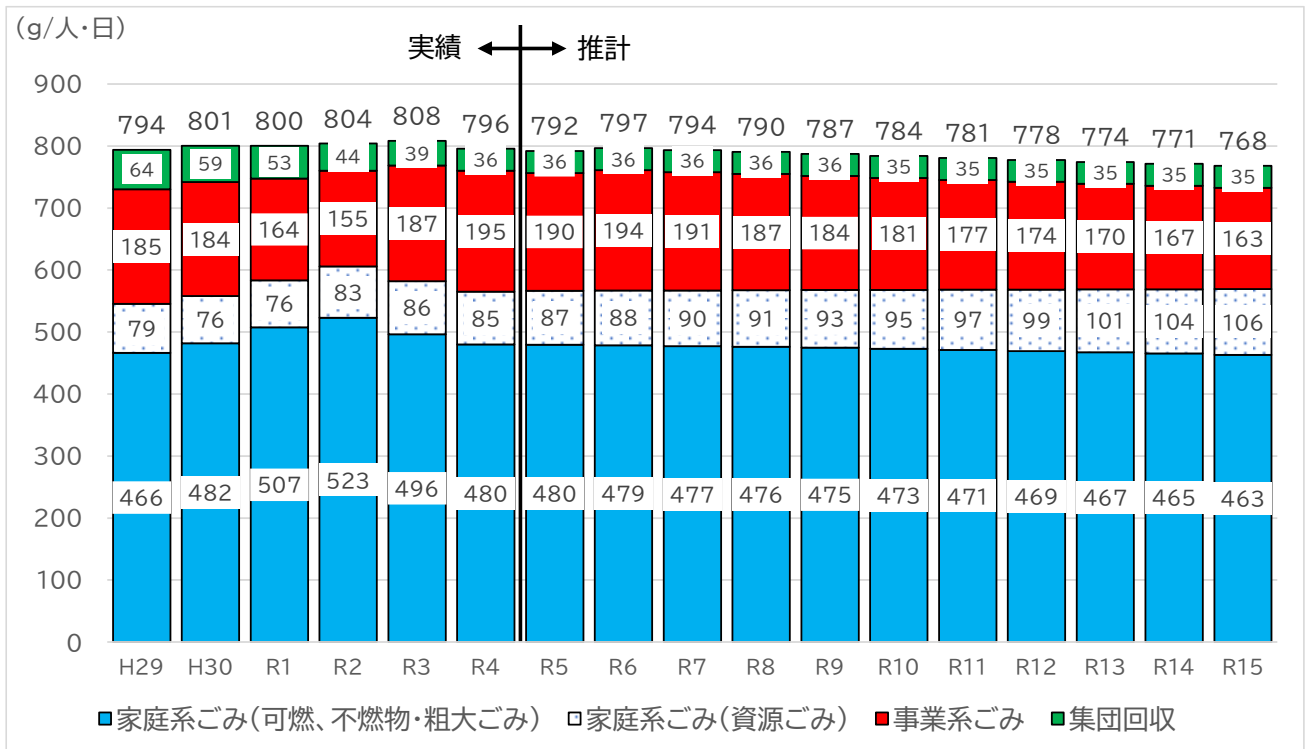


図4-10 1人1日当たりの目標ごみ排出量

(2) 目標を達成した場合のごみ排出量予測結果

目標を達成した場合の将来のごみ排出量の予測結果は下記のとおりであり、令和10年度には32,308 t/年、令和15年度には30,508 t/年となることが予測されます。

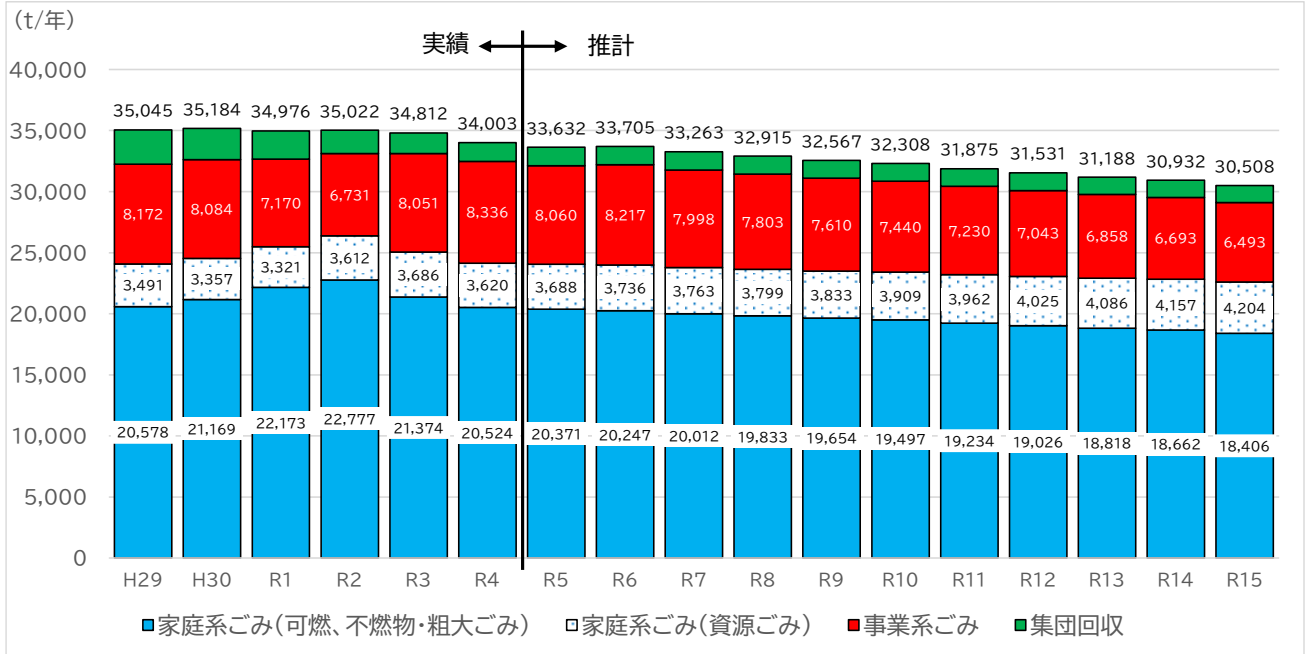


図4-11 目標ごみ排出量

表4-3 目標ごみ排出量

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
現状		目標											
		中間目標										最終目標	
人口	(人)	117,100	116,349	115,599	114,848	114,097	113,347	112,596	111,846	111,095	110,344	109,594	108,843
家庭系ごみ	(t/年)	24,144	24,059	23,983	23,775	23,632	23,487	23,406	23,197	23,051	22,904	22,819	22,610
	R4=100	100	100	99	98	98	97	97	96	95	95	95	94
事業系ごみ	(t/年)	8,336	8,060	8,217	7,998	7,803	7,610	7,440	7,230	7,043	6,858	6,693	6,493
	R4=100	100	97	99	96	94	91	89	87	84	82	80	78
集団回収	(t/年)	1,523	1,512	1,506	1,491	1,480	1,469	1,462	1,448	1,437	1,426	1,420	1,405
	R4=100	100	99	99	98	97	96	96	95	94	94	93	92
合計	(t/年)	34,003	33,632	33,705	33,263	32,915	32,567	32,308	31,875	31,531	31,188	30,932	30,508
	R4=100	100	99	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90

(3) 目標を達成した場合のごみ処理量予測結果

目標を達成した場合の将来のごみ処理量の予測結果は下記のとおりです。

再生利用率に関しては、令和15年度には17.2%となる予測となっています。

表4-4 目標ごみ処理量

		令和4年度	令和10年度	令和15年度
		現状	目標	
			中間目標年度	最終目標年度
ごみ排出量 ^{※1}	(t/年)	34,003	32,308	30,508
	R4=100	100	95	90
ごみ搬入量 ^{※2}	(t/年)	32,480	30,846	29,103
	R4=100	100	95	90
家庭系ごみ	(t/年)	24,144	23,406	22,610
	R4=100	100	97	94
事業系ごみ	(t/年)	8,336	7,440	6,493
	R4=100	100	89	78
焼却処理量	(t/年)	28,485	26,606	24,629
	R4=100	100	93	86
最終処分量	(t/年)	4,368	4,081	3,778
	R4=100	100	93	87
再生利用率 ^{※3}		14.3%	15.6%	17.2%

※1:ごみ排出量=家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収量

※2:ごみ搬入量=ごみ排出量-集団回収量

※3:再生利用率=分別回収等による資源化量+集団回収量/ごみ排出量

第5章. 目標達成に向けた施策

第1節. 施策体系

目標を達成するために、3つの基本方向のもと、具体的に展開する施策体系を以下のように定めました。

基本方向1 みんなで進めるリデュース・リユース

- (1) ごみを出さないライフスタイル・事業活動の浸透
- (2) 環境教育・環境学習の充実
- (3) 食品ロス削減の推進【重点プロジェクト】
- (4) リユースの推進

基本方向2 リサイクルの促進

- (1) プラスチック資源循環の推進【重点プロジェクト】
- (2) 家庭ごみの再生利用の取り組みの推進
- (3) 事業者の再生利用の取り組みの推進
- (4) 市民、事業者それぞれが主体となって行う資源化の促進【重点プロジェクト】

基本方向3 適正なごみ処理システムの推進

- (1) きめ細やかな市民への対応【重点プロジェクト】
- (2) 一般ごみ有料化の導入の検討【重点プロジェクト】
- (3) 安定的・計画的な収集体制の構築【重点プロジェクト】
- (4) 適正な中間処理の推進
- (5) 最終処分場の延命化及び確保
- (6) 不法投棄防止の取り組みの強化

第2節. 具体的な施策

基本方向ごとの具体的な施策は以下のとおりです。そのうち、重点的に取り組む施策は【重点プロジェクト】として施策標題に記載しています。

基本方向1 みんなで進めるリデュース・リユース

(1) ごみを出さないライフスタイル・事業活動の浸透

●情報提供の充実【継続施策】

市民意識調査の結果によると、市のごみ処理に関する情報発信を知っている人の割合は3割に満たないため、今後、市民へものを大切に、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を普及するため、ごみの発生抑制や資源化についての情報提供を、広報紙や市ホームページ、SNS等様々な年代の方へ情報が行き渡るように強化させます。

●生ごみの削減【継続施策】

市民意識調査の結果によると、生ごみ処理機の購入の補助制度を利用したことがある人の割合は5%程度しかなく、今後、生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機の普及を支援するための助成制度等の情報発信に努め、生ごみの減量効果が期待できる水切りの必要性等の啓発活動の充実に努めていきます。

●事業系ごみの削減【継続施策】

事業者に対し、排出者責任の浸透を進めるとともに、パンフレット等の周知啓発文書により、徹底した分別排出の呼びかけを行い、廃棄物の更なる減量を目指します。

●店舗併設住宅から排出されるごみの削減【継続施策】

減免対象となっている店舗併設住宅についても、ヒアリングやアンケート調査等により処理実態の詳細把握に努め、減量、資源化を進めていきます。また、店舗併設住宅向けのリーフレットやチラシといった周知啓発文書を作成、投函、配布することにより、事業者の排出者責任についての情報提供を行います。

(2) 環境教育・環境学習の充実

●学校での環境教育・学習の充実【継続施策】

教育委員会と連携し、子どもたちがごみ問題及び環境問題に接する機会を設けます。また現在行っている出前講座のメニューについて、「ごみ減量・リサイクルについて」のほか、食品ロスやフードドライブに関する内容といった新しい講座メニューを追加し、内容の充実を図ります。

●市民が楽しく学べるイベントの開催【新規施策】

子どもから大人まで、市民が楽しくエコや3Rについて学べる啓発イベントなどの定期開催、並びに環境学習講座やパッカー車の展示解説やごみの積込体験といった体験学習等の参加型プログラムの開催を検討します。

(3) 食品ロス削減の推進【重点プロジェクト】

●食品ロスに関する情報提供の充実【継続施策】

「食品ロス」という言葉の認知度は、市民意識調査の結果からは大きく増加して約9割となっていますが、手付かずの食品を捨ててしまった経験がある人の割合は6割を超えていることなどから、引き続き、市庁舎モニター等を用いて、食品ロス削減の啓発に関する映像放映、ホームページに食品ロスに関する内容の記事を掲載します。

また、食品ロスの原因や取り組みやすい食品ロス対策、食材を使い切るアイデアレシピ等について、併せて情報発信することで、食品ロス削減について意識の高揚を図ります。

●フードドライブ活動への支援【継続施策】

家庭で使われない食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人等に寄付する活動であるフードドライブを行うことによる未利用食品の有効活用を促進していきます。現在市内の福祉団体が主催しているフードドライブ活動の後援を引き続き行っていきます。

●食品ロス削減月間の取り組み【継続施策】

令和元年に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律において、10月が食品ロス削減月間と位置付けられたことから、本市でも10月に市役所庁舎及び市営の駐輪場にて食品ロス削減に関するのぼりを設置する等啓発を実施していますが、今後は強化期間として重点的な取り組みを展開し、食品ロス削減の機運を高め、意識の更なる高揚を図っていきます。

●市内の食品関連事業者への啓発【新規施策】

市内の食品関連事業者へ、小盛サイズメニューの提供や量り売りの導入を促進するほか、ドギーバックの活用の検討、賞味期限や消費期限が近づいた商品の売り切り支援（手前取り）等、事業系食品ロスの削減に取り組んでもらえるよう周知啓発を行います。

●食品ロス削減推進計画の策定【新規施策】

国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減するため、食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、大阪府においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「大阪府食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。本市においても、様々な施策の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「松原市食品ロス削減推進計画」を策定します。

(4) リユースの推進

●リユース（再使用）の推進【継続施策】

リユースの推進事業として、「不用品情報板」を引き続き実施・拡大するとともに、フリーマーケットの開催状況やリユースについて、参考となる他の自治体やNPO法人等の取組みを紹介する等、情報提供を行います。

●民間事業者と連携したリユース（再使用）活動の実施【新規施策】

民間事業者等と連携したリユース活動事業を実施します。具体的には、不用品を捨てる前に連携した民間のリユース事業者を活用して買取店を探すことにより、リユースを促進します。

基本方向2 リサイクルの促進

(1) プラスチック資源循環の推進【重点プロジェクト】

●廃プラスチックの資源化に向けた回収事業の検証【新規施策】

現在、大阪広域環境施設組合の構成市間で、廃プラスチックの資源化について協議中であり、最短で令和10年度から実施予定の廃プラスチックの資源化事業に向けた検証を行い、今後、本格実施に向けた回収方法等に係る課題を明らかにした上で、プラスチックの円滑な資源化を推進していきます。

●プラスチックごみの拠点回収への取り組み【継続施策】

ペットボトルや白色トレイなどのプラスチックごみ、紙パックの店頭回収等、市民のごみ減量活動に対し、大規模小売店舗をはじめ事業者が支援する取り組みを促進します。

●プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化【継続施策】

レジ袋をはじめとするプラスチックごみを削減するため、引き続き、マイバック、マイボトル運動等の取り組みを進め、大阪府がプラスチックごみの削減を目指して公開している「Osaka ほかさんマップ」を紹介する記事を広報や市ホームページ上で掲載するとともに、より効果的な啓発方法の検討し、プラスチックごみの削減を目指します。

●事業者と連携したプラスチックごみ削減の推進【新規施策】

市内の飲食店や小売店等事業者と連携し、簡易包装の実施、代替素材の使用等プラスチックごみを発生させない販売方法を啓発していきます。

(2) 家庭ごみの再生利用の取り組みの推進

●不燃物・粗大ごみの電話申込制の充実【継続施策】

不燃物・粗大ごみの再使用、再利用への誘導と減量化及び本市域以外からの不法投棄を防止する観点から、平成29年1月より不燃物・粗大ごみについて電話申込制を実施しています。また、利便性向上のため、同年12月より食器類の拠点回収も実施し、平成30年4月から本制度にフリーダイヤルを導入し、令和3年4月からは排出個数の上限について5点から8点に拡充しました。今回実施した市民意識調査で、本制度に対して頂いたご意見・ご要望を踏まえ、今後も市民の更なる利便性向上を目指していきます。

●小型家電等のリサイクルの推進【継続施策】

小型家電等については、希少金属のリサイクル推進のため、「TOKYO2020都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」の後継プロジェクトである「アフターメダルプロジェクト」が実施されていることから、本市も引き続き希少金属の資源化に取り組み、実施体制の構築も含めた推進体制を整えていきます。また、更なる希少金属類の再資源化を行うための調査研究や収集方法及び収集品目の拡充等の継続を引き続き行っていきます。

(3) 事業者の再生利用の取り組みの推進

●事業者への再生利用取り組みの啓発【継続施策】

パンフレットや市ホームページによる事業者への指導や情報提供、啓発を引き続き実施し、事業活動から排出された古紙や缶、びん、ペットボトルなどの資源化物の再生利用を促進します。

●多量排出事業者への指導強化【継続施策】

多量排出事業者への指導を強化し、事業所から排出される資源のリサイクルを促します。また、小規模事業者から排出される古紙等の資源化の仕組みづくりを支援します。

(4) 市民、事業者それぞれが主体となっていく資源化の促進【重点プロジェクト】

●集団回収活動等の推進【継続施策】

自治会等による集団回収、小売店による店頭回収の促進等、松原市の地域特性を活かした減量の取り組みを進めるとともに、自治会、廃棄物減量等推進員、事業者団体等と連携し、地域でのごみ減量の取り組みの支援や、事業者でのプラスチックごみ（ペットボトル、白色トレイ等）、紙パック等の店頭回収を推進していきます。

また、食品ロスの削減について、市民、事業者向けのチラシやリーフレットといった周知啓発文書や事業者が取り組んでいる食品ロス削減対策に関する情報発信等を行うことで、市民と事業者の相互理解を深め、発生抑制を推進していきます。

基本方向3 適正なごみ処理システムの推進

(1) きめ細やかな市民への対応【重点プロジェクト】

●高齢者等に配慮した収集体制の充実【継続施策】

高齢者や障がい者を対象に実施しているふれあい収集については、高齢化社会の進展を考慮し、不燃物・粗大ごみを含め、ごみの排出が困難な方を対象とするサポートを、今後も継続して実施していきます。

●様々な市民への効果的な周知の実施【新規事業】

市民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクルの方法等の情報を様々な主体へ的確に伝え、効果的な普及啓発に努めていきます。例えば、「転入者等、松原市に初めて住む人」、「分別排出のルールが守られていない世帯や集合住宅」、「外国人」等対象を明確に絞り込んだピンポイントな情報発信や啓発指導に努めていきます。

●わかりやすい分別方法の周知【新規事業】

市民がごみと資源の分別に迷わないよう、従来の収集日程カレンダーやパンフレット、市ホームページに加え、AIチャットボットによるごみや資源の分別方法の自動応答サービスの活用や共同住宅等を管理する事業者への働きかけや連携等も含め、様々な手法を研究・実施しながら、より細やかでわかりやすい分別方法の情報を発信していきます。

(2) 一般ごみ有料化の導入の検討【重点プロジェクト】

●一般ごみ有料化の導入の検討【継続事業】

ごみ処理については、大阪広域環境施設組合での共同処理をはじめとし、分別区分の変更、電話申込制の導入、可燃性粗大ごみの選別処理など様々な施策を実施することにより、ごみの減量と経費の縮減に努めています。しかしながら、今後ごみ量が増加する等、処理施設に負担が大きくなるようであれば、一般ごみの有料化導入の検討も必要となります。

家庭から排出されるごみ処理の有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底意識が高まることや、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の行動変容にもつながるとされています。また、家庭ごみの有料化は、全国で約6割の市町村が導入し、大阪府内の市町村においては半数以上の自治体が導入しており、ごみの減量効果をあげています。

このようなことから、有料化については、一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月 環境省）等を参考に、料金体系・水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用等の有料化の仕組み、市民等への理解や住民説明会の開催等、有料化の導入までのプロセスや運用方法、有料化導入後の評価と見直し等について、有料化導入自治体の事例等を参考にした上で検討を行います。

(3) 安定的・計画的な収集体制の構築【重点プロジェクト】

●安定的・計画的な収集体制の構築【継続事業】

引き続き、市民生活に支障を及ぼさないよう直営、民間事業者への委託、許可によるごみ収集を基礎とし、安定的・計画的な収集体制を構築していきます。

●廃棄物処理に関する総合的な災害対策の充実【継続事業】

「松原市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に発生する廃棄物に、適正かつ速やかに対応するため、災害廃棄物処理に関する備えを充実させていきます。

将来発生することが予想される地震等の大規模災害に対し、市民生活に支障を及ぼさないよう総合的なごみ処理体制を構築していきます。

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進【新規事業】

ビッグデータなどのデータとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用し、人々の生活を豊かにするDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。具体的には、AIチャットボットを活用したごみ分別を教えてくれるアプリや、適正なごみ・資源の排出を促すための集積所の監視、より効率的な収集ルートの開発等、関連部署との情報共有を図りながら先進技術を多角的に活用できるよう検討していきます。

(4) 適正な中間処理の推進

●大阪広域環境施設組合との連携【継続事業】

環境施設組合と連携し、中間処理施設におけるごみの安定的・継続的な処理を実施するとともに、各構成市との連絡・調整を強化し、ごみの発生抑制、再生利用を優先した、効率の良いごみ処理システムを構築します。

●分別（資源化）センターでの選別及び資源化【継続事業】

引き続き、分別（資源化）センターにおいて、収集された不燃物・粗大ごみの選別を実施し、不燃物・粗大ごみに含まれる大型金属等の資源化を推進します。

(5) 最終処分場の延命化及び確保

●最終処分場の延命化【継続事業】

効果的な排出抑制及び資源化に積極的に取り組み、焼却量をできる限り減らすことにより最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

●最終処分場の確保【継続事業】

フェニックス処分場の構成諸団体と連携し、広域的な最終処分場の安定的な確保に努めます。

(6) 不法投棄防止の取り組みの強化

●ポイ捨てや不法投棄の対策【継続事業】

市民や関係機関等との連携によりきれいなまちづくり条例の推進・啓発や庁内連携のパトロールを強化し、ポイ捨てや不法投棄の防止に努めます。

●美化キャンペーンの充実【継続事業】

現在、市民や各種団体と協力して実施している美化キャンペーンを、今後も継続的に実施する等、地域ぐるみの生活環境の保全に努めるとともに、より効果的な手法についても検討することとします。

第6章. 重点プロジェクト

現状での本市におけるごみ処理に関する課題の解決及び本計画で設定する目標を達成するため、以下の項目を重点プロジェクトとして取り組みます。

1. 食品ロス削減の推進

食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に示された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年度までに平成12年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されています。本市では啓発やフードドライブ活動の後援など、様々な食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことが必要です。

2. プラスチック資源循環の推進

国では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年までに、ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）を累積25%排出抑制することが盛り込まれています。

本市でも、家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、廃プラスチックの資源化拡大への取組を検討する必要があります。

3. 市民・事業者それぞれが主体となっていく資源化の促進

前計画の重点プロジェクトの「(4) 市民への意識啓発の充実と資源化の促進」と「(5) 事業者への指導の強化と小規模事業者に向けた資源化の仕組みの提供」を統合し、新たな重点施策とします。

4. きめ細やかな市民への対応

年々高齢者人口は増加しており、令和2年の高齢者割合は30%を超えています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれています。そのようなことから、ごみを排出することが困難な市民に対してのふれあい収集等の施策について、引き続き、周知を強化します。また、近年増加傾向にある外国人への対応に関する施策を充実させます。

5. 一般ごみ有料化の導入の検討

家庭から排出されるごみ処理の有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底意識が高まることや、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民意識の行動変容にもつながるとされています。家庭ごみの有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、引き続き検討を進めていきます。

検討に際しては、一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月 環境省）等を参考に、料金体系・水準、手数料徴収方法、手数料の用途と運用等の有料化の仕組み、市民等への理解や住民説明会の開催等、有料化の導入までのプロセスや運用方法、有料化導入後の評価と見直し等について、有料化導入自治体の事例等を参考にした上で検討を行います。

※ 家庭ごみの有料化は、全国で約6割の市町村が導入し、大阪府内の市町村においては半数以上の自治体が導入しています。

6. 安定的・計画的な収集体制の構築

前計画の重点プロジェクトの「廃棄物処理に関する総合的な災害対策の充実」を内包した内容とし、災害時でも安定的・計画的な収集が可能な体制を構築します。

第7章. 計画の推進に向けて

第1節. 推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方向に基づき、各施策を市民・事業者・市が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していきます。

1. 市民・事業者・市の役割

①市民の役割

廃棄物の排出をできる限り抑制し、リサイクル製品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を徹底的に分別して排出し、それでも生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力します。

②事業者の役割

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理します。事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、予め自ら評価し、適正な処理が困難になることのないようにします。

また、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力します。

③市の役割

区域内における一般廃棄物の減量に関し、市民や事業者の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、作業方法の改善を図る等効率的な運営に努めます。

第2節. 計画の進捗管理

PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

1. 進行管理体制

「廃棄物減量等推進審議会」等にて本計画の進捗状況を管理していきます。

2. 進行状況の評価及び公表

本計画の目標を達成するには、進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために、第4章で設定した「計画目標」と第5章で設定した「具体的な施策」を評価し課題をまとめ、評価結果を公表します。

資料編

1. 諮問



松環政第116号
令和4年11月16日

松原市廃棄物減量等推進審議会
会長 尾上 雅典 殿

松原市長 澤井 宏文



松原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

松原市廃棄物減量等推進審議会規則第3条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

松原市一般廃棄物処理基本計画の策定について

2. 諮問理由

現計画は、一部事務組合設立に向けて策定されたものであり、計画期間は、平成26年から令和5年までとなっています。

今回の計画は、現計画の計画期間満了に伴うもので、令和6年から令和15年の計画期間となり、現計画から継続的に進めていく必要がある安定的・計画的な収集体制の構築等の重点プロジェクト、カーボンニュートラルをはじめとするSDGsの理念及びプラスチック新法、食品ロス削減法等の法令の整備を反映させることとなります。

つきましては、計画策定にあたり、松原市廃棄物減量等推進審議会に諮問するものです。

2. 答申

令和6年2月28日

松原市長 澤井 宏文 様

松原市廃棄物減量等推進審議会

会長 尾上 雅典

松原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

本審議会は、令和4年11月16日付け松環政第116号をもって諮問のありました松原市一般廃棄物処理基本計画の策定について、審議を行い、別紙のとおり取りまとめを行いましたので、ここに答申いたします。

今後、この答申を基に、新たな松原市一般廃棄物処理基本計画を策定され、松原市がより一層ごみの減量化及び資源化を推進されることを望みます。

3. 審議経過

	開催日	審議内容
令和4年度 第1回	令和4年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・諮問 ・スケジュール ・前計画の概要 ・松原市のごみ処理の現状
令和4年度 第2回	令和5年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案及び重点施策提案について ・住民アンケート案作成について
令和5年度 第1回	令和5年 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート内容の確定について ・次期計画の内容検討について
令和5年度 第2回	令和5年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート内容の結果確認について ・次期計画の内容検討について
令和5年度 第3回	令和5年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の内容の修正 ・素案の確定及びパブリックコメントの実施決定について
	令和6年 1月10日 ～ 令和6年 2月 8日	パブリックコメントの実施
令和5年度 第4回	令和6年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・答申

4. 松原市廃棄物減量等推進審議会名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等		特記事項
尾上 雅典	学識経験者	行政書士エース環境法律事務所	会長
石村 雄一	学識経験者	近畿大学経済学部経済学科	副会長
石崎 勇	民間諸団体の 代表者	松原市長会連合会	
松岡 義則	民間諸団体の 代表者	松原商工会議所	
西田 眞次	民間諸団体の 代表者	松原市商店会連合会	
縄田 榮	民間諸団体の 代表者	松原市老人クラブ連合会	
寺内 勉	民間諸団体の 代表者	松原市若い肢体障害者の会	
村井 典子	民間諸団体の 代表者	NPO法人やんちゃまファミリーwith	
植野 陽介	民間諸団体の 代表者	社会福祉法人松原市社会福祉協議会	
大伴 喜信	民間諸団体の 代表者	一般社団法人松原青年会議所	
田村 滋近	市長が必要と 認める者	市民生活部長	～令和5年 3月31日
福森 弘充	市長が必要と 認める者	市民生活部長	令和5年 4月1日～
村川 航介	市議会議員	大阪維新の会	
池田 幸則	市議会議員	日本共産党	令和5年 8月28日～
植松 栄次	市議会議員	日本共産党	
松井 育人	市議会議員	まつばら未来	～令和5年 8月28日
河内 徹	市議会議員	公明党	～令和5年 8月28日
橋本 邦寿	市議会議員	まつばら未来	令和5年 8月28日～

松原市一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

発行・編集 松原市 市民生活部 環境政策課
〒580-8501 大阪府松原市阿保1-1-1
電話 072-337-3127